令和6年6月第433回定例福井県議会議案

 目 次

第53号議案	令和6年度福井県一般会計補正予算(第1号)(1)
第54号議案	令和6年度福井県中小企業支援資金貸付金特別会計補正予算(第1号)(9)
第55号議案	福井県県税条例の一部改正について(13)
第56号議案	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について (23)
第57号議案	福井県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について
第58号議案	住民基本台帳法施行条例の一部改正について(29)
第59号議案	福井県薬剤師確保奨学金返還資金貸与条例の制定について(31)
第60号議案	訴えの提起について
第61号議案	県有財産の取得について(39)
報告第6号	専決処分の報告について(損害賠償額の決定および和解について)
報告第7号	専決処分の報告について(損害賠償額の決定および和解について)
報告第8号	専決処分の報告について(損害賠償額の決定および和解について)(49)
報告第9号	専決処分の報告について(損害賠償額の決定および和解について)(53)
報告第10号	令和5年度福井県一般会計継続費繰越計算書(57)
報告第11号	令和5年度福井県一般会計繰越明許費繰越計算書
報告第12号	令和5年度福井県一般会計事故繰越し繰越計算書(69)
報告第13号	令和5年度福井県県有林事業特別会計繰越明許費繰越計算書(73)
報告第14号	令和5年度福井県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書
報告第15号	令和5年度福井県病院事業会計継続費繰越計算書(77)

報告第16号	令和5年度福井県病院事業会計予算繰越計算書 (79)	
報告第17号	令和5年度福井県工業用水道事業会計予算繰越計算書(81)	
報告第18号	令和5年度福井県水道用水供給事業会計予算繰越計算書(83)	
報告第19号	令和5年度福井県流域下水道事業会計予算繰越計算書(85)	
予 算 案 説	明書	
一 般 会	計	
歳入歳出予	算事項別明細書(87)	
特別	会 計(111)	

第53号議案

令和6年度 福井県一般会計補正予算 (第1号)

令和6年度福井県の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ513,499千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ505,208,516千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」 による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

(地方債の補正)

- 第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。
- 2 地方債の変更は、「第3表の1地方債補正」による。

令和6年6月18日提出

福井県知事 杉 本 達 治

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国庫支出金		62, 160, 462	98, 775	62, 259, 237
	2 国庫補助金	29, 044, 935	98, 775	29, 143, 710
12 繰入金		15, 997, 255	57, 472	16, 054, 727
	3 基金繰入金	15, 486, 459	57, 472	15, 543, 931
13 繰越金		1, 000, 000	305, 585	1, 305, 585
	1 繰越金	1, 000, 000	305, 585	1, 305, 585
14 諸収入		45, 057, 584	5, 000	45, 062, 584
	7 雑入	2, 493, 409	5, 000	2, 498, 409
15 県債		47, 987, 000	46, 667	48, 033, 667
	1 県債	47, 987, 000	46, 667	48, 033, 667
補正されなか	った款に係る額	332, 492, 716		332, 492, 716
歳	合 計	504, 695, 017	513, 499	505, 208, 516

	歳	出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		40, 123, 272	64, 568	40, 187, 840
	1 総務管理費	13, 215, 854	5, 000	13, 220, 854
	2 企画費	15, 890, 509	59, 568	15, 950, 077
3 民生費		51, 134, 669	223, 027	51, 357, 696
	1 社会福祉費	33, 713, 160	222, 027	33, 935, 187
	4 災害救助費	46, 199	1,000	47, 199
7 商工費		54, 293, 703	159, 674	54, 453, 377
	1 商業費	44, 271, 350	38, 060	44, 309, 410
	4 観光費	2, 331, 486	121, 614	2, 453, 100
8 土木費		52, 197, 730	66, 230	52, 263, 960
	1 土木管理費	6, 421, 389	66, 230	6, 487, 619
補正されなかっ	った款に係る額	306, 945, 643		306, 945, 643
歳出	合 計	504, 695, 017	513, 499	505, 208, 510

第2表 継続費補正(変更)

(単位 千円)

	款				項			事		業		名		補		正	育	Í			補	Ī	E	後		
	AVC				7.			7		*		11	総	額	年	度	年	割	額	総	額	年	度	年	割	額
															令和 :	2 年度		36	0, 000			令和 2	年度		360,	000
															令和:	3年度	4	2, 44	0, 000			令和 3	年度	2	, 440,	000
															令和	4 年度	-	1, 24	1,000			令和 4	年度	1	, 241,	000
土	木	費	河	Щ	海	岸	費	吉里	予瀬川	ダム	建設質	費	13, 0	00, 000	令和	5 年度	į	5, 39	2, 000	15, 3	00,000	令和 5	年度	5	, 392,	000
															令和	6 年度		1, 27	9, 000			令和 6	年度	1	, 279,	000
															令和 '	7 年度	4	2, 28	8, 000			令和 7	年度	2	, 898,	600
															令和:	8 年度						令和 8	年度	1	, 689,	400

第3表 地方債補正(追加)

(単位 千円)

	起	債	0)		目		的		限	度	額	起債の方法	利率	償	還	0)	方	法
老	人福	祉力	施設	整	備	事	業	費			46, 000	普通貸借または 証 券 発 行 (政府資金、その他)	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	償	一還 年			内
	合					計					46,000							

第3表の1 地方債補正(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補	正		前			補		正	後	
д д п	限度額	起債の方法 利	率 償	還の方	法	限	度額	起債の方法	利 率	償還の力	方 法
市町災害援護資金貸付金		普 通 貸 借 7.0% ただし、これができる。 大	利率見直 借り入れ 金及び地 体全融機 ついて、 引直しを において	還年限 30 年 5据置期間 5 年			1,667	普通貸借または 新発行 政府資金、 との他	7.0%以内 ただし、利率見直 し方式で借り入れ る政府資金全金融機 構資金を立いて、 利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後 の利率	償還年限 30 年 (うち据置期間 5 4	
合計	1, 000						1, 667				

第54号議案 令和6年度 福井県中小企業支援資金貸付金特別会計補正予算 (第1号)

令和6年度福井県中小企業支援資金貸付金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,060千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,388,632千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月18日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別表。歲入歲出予算補	前正 歳	入		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		72, 435	38, 060	110, 495
	1 一般会計繰入金	72, 435	38, 060	110, 495
補正されなかっ	o た 款 に 係 る 額	1, 278, 137		1, 278, 137
歳 入	合 計	1, 350, 572	38, 060	1, 388, 632

			歳	出		(単位 千円)
款			 項	補正前の額	補 正 額	計
商工費				1, 350, 572	38, 060	1, 388, 63
		1 中小企業	支援資金貸付金	1, 350, 572	38, 060	1, 388, 63
歳	出	合	計	1, 350, 572	38, 060	1, 388, 63
					,	

第四十二条

法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各 | 第四十二条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各

第五十五号議案

福井県県税条例の一部改正について

福井県県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

和 六 年 六 月十八 日 提 出

令

福 井

県

知

事

杉

本

達

治

福井県条例第

号

福井県県税条例の一部を改正する条例

福井県県税条例(昭和二十五年福井県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(寄附金税額控除の対象となる寄附金)	(寄附金税額控除の対象となる寄附金)
第二十条の三 法第三十七条の二第一項第三号に規定する条例で定める寄附金は	第二十条の三 法第三十七条の二第一項第三号に規定する条例で定める寄附金は
、所得税法第七十八条第二項第二号から第四号までに掲げる寄附金および租税	、所得税法第七十八条第二項第二号および第三号に掲げる寄附金(同条第三項
特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十八の二第二項に規	の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)ならびに租税特別措置法
定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるものとする。	(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十八の二第二項に規定する特定
	非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるものとする。
〜三 (略)	一~三 (略)
2~4 (略)	2~4 (略)
(事業税の納税義務者等)	(事業税の納税義務者等)

。 号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する

じ、それぞれ次に定める額 次号から第四号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応

1 (略)

四、法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各

第四号。以下(2)において「改正法」という。) の公布の日以後に当該法 規定する相互会社(これに準ずるものとして施行令第十条の三で定める たは出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が二億円 おいて同じ。)または出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当ま 定める場合において、当該法人が剰余金の配当(払込資本の額のうち施 る完全支配関係に限る。)がある場合その他施行令第十条の四第一項で 人と当該特定法人との間に完全支配関係(当該法人以外の特定法人によ のうち払込資本の額(地方税法等の一部を改正する法律(令和六年法律 する完全支配関係をいう。以下⑴および⑵において同じ。)がある法人 特定法人による完全支配関係(法人税法第二条第十二号の七の六に規定 ものを含む。)をいう。以下①および②において同じ。)との間に当該 が五十億円を超える法人(ロに掲げる法人を除く。)および保険業法に 行令第十条の二で定める金額をいう。以下(1)および(2)において同じ。 行令第十条の五で定める額の減少に伴うものに限る。以下⑴および⑵に くは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施 特定法人(払込資本の額(法人が株主または合名会社、合資会社もし

出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するもの

法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式および

とみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該

。 号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する

じ、それぞれ次に定める額 次号から第四号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応

イ (略

当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式およ 年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配 げる法人を除く。 り減少した払込資本の額を加算した額)が二億円を超えるもの(1)に掲 出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当または出資の払戻しによ 行令第十条の四第二項で定める場合に、当該法人が剰余金の配当または 該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他施 のとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当 び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するも と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、 関係がある場合における当該他の法人をいう。以下②において同じ。 のうち払込資本の額(改正法の公布の日以後に、特定親法人(当該事業 いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人 かつ

(地方消費税の納税義務者等)

第五十七条の二 地方消費税は、法第七十二条の七十七第一号に規定する事業者 地域から引き取る者に対し、貨物割によつて課する。 貨物については、当該課税貨物を消費税法第二条第一項第二号に規定する保税 固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。)を除 者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者および同条第四項に規定する 務が免除される事業者(同法第十五条第一項に規定する法人課税信託等の受託 く。)に対し、譲渡割によつて、法第七十二条の七十八第一項に規定する課税 ては、当該事業者(消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義 項に規定する課税資産の譲渡等および同項に規定する特定課税仕入れについ (以下この節において「事業者」という。) の行つた法第七十二条の七十八第

2 5

(法人課税信託等の受託者に関するこの節の規定の適用)

第五十七条の二の二 法人課税信託または公益信託 (以下この条において「法人 産に属する資産ならびに当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等お課税信託等」という。)の受託者は、各法人課税信託等の信託資産等(信託財 節(前条、第五十七条の十および第五十七条の十一を除く。以下この条におい て同じ。)の規定を適用する。 入れをいう。次項において同じ。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この 法人課税信託等の信託資産等以外の資産、課税資産の譲渡等および特定課税仕 よび特定課税仕入れをいう。以下この条において同じ。)および固有資産等(

二~四

(略)

(地方消費税の納税義務者等)

第五十七条の二 地方消費税は、法第七十二条の七十七第一号に規定する事業者 。)に対し、譲渡割によつて、法第七十二条の七十八第一項に規定する課税貨 域から引き取る者に対し、貨物割によつて課する。 物については、当該課税貨物を消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地 有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。)を除く 務が免除される事業者(同法第十五条第一項に規定する法人課税信託の受託者 にあつては、同条第三項に規定する受託事業者および同条第四項に規定する固 ては、当該事業者(消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義 項に規定する課税資産の譲渡等および同項に規定する特定課税仕入れについ (以下この節において「事業者」という。) の行つた法第七十二条の七十八第

2~5 (略)

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第五十七条の二の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等 (税仕入れをいう。次項において同じ。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、 産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産、課税資産の譲渡等および特定課 渡等および特定課税仕入れをいう。以下この条において同じ。)および固有資 信託財産に属する資産ならびに当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲 おいて同じ。)の規定を適用する。 この節(前条、第五十七条の十および第五十七条の十一を除く。以下この条に

ある場合には、当該受託事業者は、法人とみなして、この節の規定を適用する

(自動車の売主の第二次納税義務の免除)

3 (略)

附則

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)

第三条の二

略)

(公益法人等に係る県民税の課税の特例)

両人事業者が受化事業者(お人)果税言むり受化者こつ、て、前二頁り見官こ項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等および固有資産等は、同

2

3

場合には、当該受託事業者は、法人とみなして、この節の規定を適用する。適用する場合における当該受託者をいう。以下この項において同じ。)であるより、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を 個人事業者が受託事業者(法人課税信託の受託者について、前二項の規定に

(自動車の売主の第二次納税義務の免除)

第百四十六条 知事は、第百三十四条の二第一項に規定する自動車の所在および第百四十六条 知事は、第百三十四条の九第一項の規定による第二次納税義務して、当該自動車の売主の法第十一条の九第一項の規定による第二次納税義務して、当該自動車の売主が当該自買主の住所または居所が不明である場合において、当該自動車の売主が当該自第百四十六条 知事は、第百三十四条の二第一項に規定する自動車の所在および

2 · 3 (略)

附則

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)

第三条の二 (略)

(公益信託に係る県民税の課税の特例)

適用する。 適用する。 適用する。 適用する。 資産および負債を有するものとみなして、第二章第一節の規定を 対益信託の委託者またはその相続人その他の一般承継人が当該公益信託の信託 公益信託(法人税法第三十七条第六項に規定する特定公益信託を除く。)をい の益信託(法人税法第三十七条第六項に規定する特定公益信託を除く。)をい 第三条の二の二 当分の間、公益信託(公益信託ニ関スル法律第一条に規定する

いものとする。 2 公益信託は、第十七条第一項第四号の二に規定する法人課税信託に該当しな

(公益法人等に係る県民税の課税の特例)

令附則第三条の二の三第一項で定めるところにより、これに同法第四十条第三む。)を同条第三項に規定する贈与または遺贈を行つた個人とみなして、施行第十一項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む第六項から第十項までおよび第十一項(同条第十二項において準用する場合を第三条の二の三 知事は、当分の間、租税特別措置法第四十条第三項後段(同条第三条の二の三 知事は、当分の間、租税特別措置法第四十条第三項後段(同条

第五条の六 (略)

2 (略

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第六条 (略)

(事業税の納税義務者等の特例)

億円を超えるものを除く。)」とする。 億円を超えるものを除く。)」とする。 (億円を超えるものを除く。)」とする。 (億円を超えるものを除く。)」とする。 (億円を超えるものを除く。)」とする。 (億円を超えるものを除く。)」とする。 (億円を超えるものを除く。)」とする。 (億円を超えるものを除く。)」とする。 (億円と超えるものを除く。)」とする。 (億円と超えるものを除く。)」とする。 (億円と超えるものを除く。)」とする。 (億円と超えるものを除く。)」とする。 (億円と超えるものを除く。)」とする。 (億円と超えるものを除く。)」とする。 (億円を超えるものを除く。)」とする。 (億円と超えるものを除く。)」とする。

第七条 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法 事業再編計画」という。)について同条第一項の認定を受けた同法第二十四条 げる措置に限る。) として他の法人の株式もしくは出資 (以下この項において び需要の開拓に特に資するものとして地方税法附則第八条の三の四第一項の総 の三第一項に規定する認定特別事業再編事業者である法人(以下この項におい 編」という。)のための措置(同条第十八項第三号、第四号および第六号に掲 務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この項において「特別事業再 等の一部を改正する法律(令和六年法律第 に従つて行う同法第二条第十八項に規定する特別事業再編(生産性の向上およ 二月三十一日までの間に産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第 一十四条の二第一項に規定する特別事業再編計画(以下この項において「特別 - 株式等」という。 (同条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの) 「認定特別事業再編事業者」という。)が、当該認定に係る特別事業再編計)の取得をし、 または他の法人の株式を譲り受け、これを 号)の施行の日から令和九年

たは雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額ま項に規定する財産(同条第六項から第十一項までの規定により特定贈与等に係

第五条の六 (略)

(略)

万九千円」とあるのは「五万四千六百円」とする。の適用については、同項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「三得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第一項の規定条第十四項に規定する特別特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅の取あつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第五項に規定する特定取得または同あの所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から令和三年までで具民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から令和三年までで

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第六条 (略)

第七条 削除

第五十五号議案 福井県県税条例の一部改正について

その取得または譲受けの日(以下この項において「取得等の日」という。

り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度)まで 条の三第二項または第三項の規定により同法第二十四条の二第一項の認定が取 年度から当該取得等の日以後五年を経過する日を含む事業年度(同法第二十四 規定する対象法人および同項に規定する五年以内株式等取得等法人を除く。 の各事業年度分の事業税に限り、第四十二条第一項第一号ロ⑴および⑵中「1 取得等法人」という。)の行う事業に対する第四十二条第一項の規定の適用に 当該他の法人が当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の法 続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合における当該他の法人(式を譲り受け、これを取得等の日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継 定の申請の日前五年以内に他の法人の株式等の取得をし、または他の法人の株 び当該認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第二十四条の二第一項の認 価の額が百億円を超える金額または一億円に満たない金額である場合を除く 完全支配関係(法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をい 後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に 億円を超えるもの」とあるのは、 とする。 /のうち施行規則で定めるものに限る。 以下この項において「五年以内株式等 いては、対象法人または五年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業 において、当該他の法人(以下この項において「対象法人」という。 以下この項において同じ。)がある場合(その取得または譲受けに係る対 |二億円を超えるもの(附則第七条第一項に およ

よる。 2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、施行令附則第六条に定めるところに 2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、施行令附則第六条に定めるところに

(法人の事業税の税率の特例)

第七条の二 (略)

(軽油引取税の課税免除の特例)

合に限り、軽油引取税を課さないものとする。合に限り、軽油引取税を課さないものとする。有四十四条の三十一第四項もしくは第五項の規定による知事の承認があつた場た場合または法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する法第た場合または法附則第十二条の二の七第二項の規定による免税証の交付があつおりに対しては、第百十六条第一項および第二項の規定にかかわらず、次項に第八条の八 知事は、令和九年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引第八条の八 知事は、令和九年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引

- 者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り船舶(施行令附則第十条の二の二第一項に規定するものを除く。)の使用
- 規定するものの電源または動力源に供する軽油の引取り項に規定するものを除く。) その他これらに類するものとして同条第三項に一 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車(施行令附則第十条の二の二第二

:出条の二 (各) (法人の事業税の税率の特例)

第七条の二 (略)

規定するものの電源または動力源に供する軽油の引取り項に規定するものを除く。)その他これらに類するものとして同条第二項に一 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車(施行令附則第十条の二の二第一

Ŧi. 油の引取り る者が動力耕うん機その他の同条第七項に規定する機械の動力源に供する軽 木材加工業その他の施行令附則第十条の二の二第八項に規定する事業を営

に規定する用途に供する軽油の引取り む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の同項

四 農業または林業を営む者その他施行令附則第十条の二の二第五項に規定す ては、同条第四項に規定する機械を含む。)の動力源に供する軽油の引取り に規定する者が鉄道用車両または軌道用車両(日本貨物鉄道株式会社にあつ 鉄道事業または軌道事業を営む者その他施行令附則第十条の二の二第三項

に規定する用途に供する軽油の引取り む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の同項 油の引取り 木材加工業その他の施行令附則第十条の二の二第七項に規定する事業を営

る者が動力耕うん機その他の同条第六項に規定する機械の動力源に供する軽

2 { 4

附 則

(施行期日

第一条 この条例は、 令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

第百四十六条第一項および附則第五条の六第三項の改正規定 令和七年一月一日

第四十二条第一項第一号ロおよび附則第七条の改正規定ならびに次条第三項および第四項の規定

令和八年四月一日

三 第五十七条の二第一項および第五十七条の二の二の改正規定、 附則第三条の二の二を削り、 附則第三条の二の三を附則第三条の二の

二とする改正規定ならびに附則第四条の規定 公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)の施行の日

第二十条の三第一項および附則第三条の二の三の改正規定 前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

(事業税に関する経過措置

兀

第二条 改正後の福井県県税条例(以下「改正後の条例」という。)附則第六条の二の規定は、令和七年四月一日以後に開始する事業年度

2 に係る法人の事業税について適用し、令和七年四月一日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。 令和七年四月一日以後最初に開始する事業年度 (以下この項において「最初事業年度」という。)の事業税 (令和六年三月三十日 。 以

下この項において「基準日」という。)を含む事業年度の前事業年度の事業税について改正前の福井県県税条例第四十二条第一項第一号

第二条第二項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。 行う事業に対する事業税を除く。)に係る改正後の条例附則第六条の二の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは つ、基準日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号ロに掲げる法人に該当したものの イに掲げる法人に該当したものであって、基準日の前日の現況により資本金の額または出資金の額が一億円以下であると判定され、 「令和六年三月三十日を含む事業年度の開始の日の前日から福井県県税条例の一部を改正する条例(令和六年福井県条例第 号) 附則 か

3 いて適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。 改正後の条例第四十二条第一項第一号および附則第七条の規定は、令和八年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税につ

税法 三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八または第七十二条の二十 対する令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について八年新法第七十二条の二十五、第 には、当該超える金額の三分の二に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合または当該金額の全額が百円未満である場合に 九の規定により申告納付すべき事業税額(以下この項において「令和八年度分基準法人事業税額」という。)が、当該法人が行う事業に 等課税法人以外の法人で資本金の額もしくは出資金の額が一億円以下のものまたは同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本も 額」という。)が比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の三分の一に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場 七十二条の二十八または第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額 八または第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額(以下この項において「比較法人事業税額」という。)を超える場合 対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号ロに掲げる法人とみなした場合に八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十 しくは出資を有しないもののうち同号ロ⑴または⑵に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和八年四月一日から令和九年三月 改正後の条例第四十二条第一項第一号ロ(地方税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四号)第三条の規定による改正後の地方 当該端数金額または当該全額を切り上げた金額)は、令和八年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に (以下この項において「八年新法」という。)附則第八条の三の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する所得 (以下この項において「令和九年度分基準法人事業税

合または当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額)は、令和九年度分基準法人事業税

額から控除するものとする。

(軽油引取税に関する経過措置)

改正後の条例附則第八条の八第一項第一号の規定は、令和七年四月一日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について

適用し、令和七年四月一日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

第四条 改正後の条例第五十七条の二第一項および第五十七条の二の二の規定は、公益信託に関する法律の施行の日(以下この条において

「施行日」という。)以後に効力が生ずる地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の八十第一項ただし書に規定する公

益信託(移行認可を受けた信託を含む。)について適用し、施行日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関

スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託(移行認可を受けたものを除く。)については、なお従前の例によ

る。

案 理 由

提

地方税法の一部改正に伴い、福井県県税条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令 和 六 年 六 月 + 八 日 提 出

福

井

県

知

事

杉

本

達

治

福井県条例第 号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例 (昭和四十四年福井県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

再生法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向第四条 平成二十七年十月二日から令和八年三月三十一日までの期間内に、地域 されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設等(同 三年を経過する日まで(同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消 法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設(以下「特定業務施設」という 業を実施する者に限る。)であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後 認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者(同条第一項第一号に掲げる事 上地域等特定業務施設整備計画(以下「特定業務施設整備計画」という。)の (地方活力向上地域における県税の課税免除または不均一課税))および同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新 改正後 第四条 平成二十七年十月二日から令和八年三月三十一日までの期間内に、 されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、同法第五条第四項第 減価償却資産で取得価額の合計額が三千八百万円(租税特別措置法第十条第八 五号に規定する特定業務施設(以下「特定業務施設」という。)の用に供する 三年を経過する日まで(同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消 業を実施する者に限る。)であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後 認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者(同条第一項第一号に掲げる事 上地域等特定業務施設整備計画(以下「特定業務施設整備計画」という。)の 再生法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向 (地方活力向上地域における県税の課税免除または不均一課税) 改正前

設に併せて整備されるものをいう。以下同じ。)の用に供する減価償却資産で

項第六号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第十九項第七号に規定す

めるものについて課税を免除する。 。)に対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定 する中小事業者、同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者お取得価額の合計額が三千八百万円(租税特別措置法第十条第八項第六号に規定 よび法人税法第六十六条第六項に規定する中小通算法人にあつては千九百万円 たは増設した青色申告者(以下この条において「特別償却設備設置者」という 以上のもの(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、ま

一・二 (略)

れ当該各号に定めるものについて課税を免除する。 設置者」という。)に対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞ ては千九百万円)以上のもの(以下この条において「特別償却設備」という。 る中小企業者および法人税法第六十六条第六項に規定する中小通算法人にあつ を新設し、または増設した青色申告者(以下この条において「特別償却設備

_ <u>:</u> 略) (略)

へ。) の数」に改める。 やくの禁怙中「係る従業者の数」や「係る従業者(地域再生法第五条第四項第五号に規定する特定業務児童福祉施設に係るものを除 第四条第一項第一号ハの算式中「係る浣黙者の数」を「係る浣黙者 (地域再生法第五条第四項第五号に規定する特定業務児童福祉施設に 同項第

第八条中「特定業務施設」を「特定業務施設等」に改める。

附

則

(施行期日

1 この条例は、 公布の日から施行する。

(経過措置

2 律第十七号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新設され、または増設される設備につい て適用し、 改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の規定は、地域再生法の一部を改正する法律(令和六年法 施行日前に新設され、または増設された設備については、 なお従前の例による。

案 理 由

提

福井県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

福井県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

和 六 年 六 月十八 日 提 出

令

福 井

県

知

事

杉

本

達

治

福井県条例第 号

福井県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

福井県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年福井県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

れ次に定める数を乗じて得た額 基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞ

法施行令第百七十三条の四第一項第二号に規定する地方警務官の基準給与年を含む会計年度において在職中に支給され、または支給されるべき地方自治二 地方警務官 国から知事等の損害賠償責任の原因となった行為を行った日 得た額 額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて

イ・ロ

略)

に定める数を乗じて得た額 給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次

イ〜ニ (略)

を含む会計年度において在職中に支給され、または支給されるべき地方自治二 地方警務官 国から知事等の損害賠償責任の原因となった行為を行った日 、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た 法施行令第百七十三条第一項第二号に規定する地方警務官の基準給与年額に

イ・ロ

(略)

則

附

この条例は、 公布の日から施行する。

案 理

提 由

地方自治法施行令の一部改正に伴い、 所要の規定を整理する必要があるので、この案を提出する。

住民基本台帳法施行条例の一部改正について

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

和 六 年 六 月十八 日 提 出

令

福 井

県

知

事

杉

本

達

治

福井県条例第 号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例(平成十四年福井県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

一•二 (略)	(略)
とする。	機関」という。)および事務は、次のとおりとする。
執行機関(以下「知事以外の執行機関」という。)および事務は、次のとおり	二号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関(以下「知事以外の執行
第三条 法第三十条の十五第二項第二号に規定する条例で定める知事以外の県の	第三条 法第三十条の十五第二項第二号および法第三十条の四十四の六第二項第
	事務)
(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関および事務)	(本人確認情報および附票本人確認情報を提供する知事以外の執行機関および
一·二 (略)	一·一 (略)
おりとする。	二号に規定する条例で定める事務は、次のとおりとする。
第二条 法第三十条の十五第一項第二号に規定する条例で定める事務は、次のと	第二条 法第三十条の十五第一項第二号および法第三十条の四十四の六第一項第
(本人確認情報の利用に係る事務)	(本人確認情報および附票本人確認情報の利用に係る事務)
改正前	改正後

(知事以外の執行機関への本人確認情報および附票本人確認情報の提供方法)

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

(自己に係る本人確認情報または附票本人確認情報の開示の請求方法)

第五条 法第三十条の三十二第一項 (法第三十条の四十四の十三において準用すればならない。) は、自己が当該開示請求に係る本人確認情報または附票本人であることを証する書類で規則に定めるものを提示し、または提出しなけ本人であることを証する書類で規則に定めるものを提示し、または提出しなけ本人であることを証する書類で規則に定めるものを提示し、または提出しなけ本人であることを証する書類で規則に定めるものを提示し、または提出しなけ本人であることを証する書類で規則に定めるものを提示し、または提出しなけ、本人であることを言います。

(自己に係る本人確認情報または附票本人確認情報の開示に関する手数料)

ばならない。の開示を受ける場合においては、書面一枚につき十円の手数料を納付しなけれ第六条。開示請求者は、書面の交付により本人確認情報または附票本人確認情報

□ おいた。
 □ を通じて知事以外の執行機関の使事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の検討の使事の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報
 □ 大会における同項の規定による第四条 法第三十条の十五第二項第二号に掲げる場合における同項の規定による第四条 法第三十条の十五第二項第二号に掲げる場合における同項の規定による第四条 法第三十条の十五第二項第二号に掲げる場合における同項の規定による第四条 法第三十条の十五第二項第二号に掲げる場合における同項の規定による第四条 法第三十条の十五第二項第二号に掲げる場合における同項の規定による第四条 法第三十条の十五第二項第二号に掲げる場合における同項の規定による第四条 法第三十条の十五第二項第二号に掲げる場合における同項の規定による第四条 法第三十条の十五第二項第二号に掲げる場合における方法によりでは、

(自己に係る本人確認情報の開示の請求方法)

則に定めるものを提示し、または提出しなければならない。
、自己が当該開示請求に係る本人確認情報の本人であることを証する書類で規情報の開示を請求しようとする者(次条において「開示請求者」という。)は第五条 法第三十条の三十二第一項の規定により知事に対し自己に係る本人確認

(自己に係る本人確認情報の開示に関する手数料)

いては、書面一枚につき十円の手数料を納付しなければならない。 第六条 開示請求者は、書面の交付により本人確認情報の開示を受ける場合にお

則

附

提案理

由

この条例は、

公布の日から施行する。

住民基本台帳法の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

福井県薬剤師確保奨学金返還資金貸与条例の制定について

福井県薬剤師確保奨学金返還資金貸与条例を次のように制定する。

和 六年 六 月 十八 日 提 出

令

福

井

県

知

事

杉

本

達

治

福井県薬剤師確保奨学金返還資金貸与条例

福井県条例第

号

(目的)

第一条 この条例は、指定医療機関で勤務を開始する薬剤師に対し、返還資金を貸与することにより、県内の指定医療機関で就業する薬剤

師の確保を図ることを目的とする。

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

指定医療機関 県内の医療機関であって規則で定めるものをいう。

二 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十四条第一項に規定する学資貸与金(支払うべき利息が

あるときは、当該利息を含む。)および福井県奨学育英基金条例(昭和四十五年福井県条例第三号)第一条に規定する奨学育英資金を

いう。

三 返還資金 奨学金を返還するための資金をいう。

(返還資金の貸与等)

の限りでない。

第三条 のに返還資金を貸与することができる。ただし、奨学金の返還を支援するための制度で、規則で定めるものを利用する者については、こ 知事は、次に掲げる要件を満たす者からの申請により、当該申請をした者であって指定医療機関で薬剤師として勤務を開始したも

に同条の薬剤師国家試験に合格することが見込まれる者であること。 薬剤師法 (昭和三十五年法律第百四十六号)第三条に規定する薬剤師の免許を受けた者(規則で定める者を除く。)または一年以内

奨学金の貸与を受けている者または返還の債務がある者(当該債務について遅滞の責任を負っていない者に限る。)であること。

(返還資金の額等)

第四条 により算定した額とする 以下同じ。)において次項に定める貸与期間中に奨学金の返還の債務を履行するために負担した額を基準として規則で定めるところ 返還資金の額は、年額八十万円を限度とし当該返還資金の貸与を受けようとする者が各年度 (四月一日から三月三十一日までをい

2 ての勤務を開始した日のいずれか遅い日(以下「初日」という。)から起算して六年を限度として規則で定める日までとする 返還資金の貸与期間は、 知事が貸与を決定した日以後の最初の四月一日または当該貸与の決定を受けた者が指定医療機関で薬剤師とし

第五条 返還資金の貸与を受けようとする者は、 規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

(保証人)

前項の保証人は、返還資金の貸与を受けようとする者と連帯して返還資金の返還の債務を負担するものとする。

(貸与の取消し)

知事は、貸与の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その貸与を取り消すことができる。

指定医療機関において薬剤師として勤務しなかった期間(次のいずれかに該当して勤務しなかった期間を除く。)が、継続して三十

- 使用者から出向、転勤その他の指定医療機関において薬剤師として勤務しないこととなる異動を命ぜられた場合
- 口 災害、疾病、育児休業その他やむを得ない理由により薬剤師として勤務できなかった場合
- ハ イおよび口に掲げる場合のほか、貸与の決定を受けた者の責めに帰することができないと認められる理由その他知事が特に認める

理由により指定医療機関において薬剤師として勤務できなかった場合

- 二 返還資金の貸与を受けることを辞退したとき
- 三
 その他返還資金の貸与の目的を達する見込みがなくなったと認められるとき。

第七条 返還資金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、貸与を受けた返還資金の

額と、その額に貸与を受けた日から当該各号に該当する事由が生じた日(以下「発生日」という。)までの日数に応じ年十パーセントの

割合を乗じて得た額との合計額を返還しなければならない。

- 前条の規定により貸与が取り消されたとき。
- 貸与期間が終了したとき(前号に該当する場合を除く。)。
- 次条の規定による返還の猶予を受けることができなくなったとき。
- 2 務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間)内に、月賦または半年賦の均等返還により行うものと 前項の規定による返還は、発生日の属する月の翌月から起算して貸与期間の二分の一に相当する期間(次条の規定により返還資金の債
- 3 被貸与者は、第一項各号に掲げる場合を除くほか、奨学金の返還を支援するための他の制度の利用に係る申請または届出を怠った場合 は、 規則で定めるところにより既に貸与を受けた返還資金を返還しなければならない。

する。ただし、繰上げ返還をすることを妨げない。

4 前項の規定による返還の額および方法については、第一項および第二項の規定を準用する。

(返還の猶予)

第八条 められるときは、その間返還資金の返還を猶予するものとする。 知事は、被貸与者が次条第一項第一号または第二号に該当し、 同項の規定により返還資金の返還の免除を受ける見込みがあると認

2 知事は、被貸与者が災害、疾病その他やむを得ない理由により返還資金を返還することが困難であると認められるときは、その間返還

資金の返還を猶予することができる。

(返還の免除)

第九条 知事は、被貸与者が次の各号のいずかに該当するときは、当該各号に規定する額の返還資金の返還を免除するものとする。

口またはハに掲げる事由により薬剤師として勤務しなかった期間を除く。以下「在職期間」という。)が貸与期間に二分の三を乗じて 被貸与者が三年間の規則で定める研修プログラムを修了し、かつ、指定医療機関において薬剤師として勤務した期間(第六条第一号

一 被貸与者が前号に規定する研修プログラムを修了したとき(前号に該当する場合を除く。) 与期間に二分の三を乗じて得た月数で除して得た数を乗じて得た額 返還資金の額に、在職期間の月数を貸

得た月数に達するとき 返還資金の全額

三 心身の故障により薬剤師として勤務することができなくなったとき

知事が相当と認める額 被貸与者が、貸与期間または前条第一項の規定による猶予を受けている期間中に業務上の理由により死亡し、または業務に起因する

2 きないと認めるときは、返還資金の全部または一部の返還を免除することができる。 知事は、前項各号に掲げる場合を除くほか、被貸与者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により返還資金を返還することがで

(延滞利息)

第十条 被貸与者は、正当な理由がなくて返還すべき額を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の 日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(規則への委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

則

附

(施行期日)

1 この条例は、令和六年八月一日から施行する。

(延滞利息の割合の特例)

2 割合をいう。以下同じ。)が年七・二パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年 年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した 当分の間、第十条に規定する延滞利息の年十四・五パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前

提 案 理 由

七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

県内の指定医療機関で勤務する薬剤師を確保するため、奨学金を返還する資金を貸与する制度を創設したいので、この案を提出する。

訴えの提起について

県は、次のとおり訴えを提起する。

令和六年六月十八日提出

福 井 県 知 事

杉

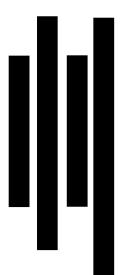
本 達

治

事 件 名 保証債務履行請求事件

 \equiv

訴えの相手方



三 訴えの趣旨

県が平成六年一月二十五日付けで貸し付けた中小企業高度化資金の連帯保証人の相続人である前記二の相手方に対して、保証債務の履

行を命ずる判決を求めるため、訴えを提起する。

兀 訴訟遂行の方針

判決の結果必要がある場合には、上訴する。保証債務の履行が確実であると認められる場合には、和解に応じる。

案 理 由

提

の案を提出する。

第六十一号議案

県有財産の取得について

若狭湾エネルギー研究センターの研究用備品として、次のとおり物品を取得するものとする。

令 和 六 年 六 月十八 日 提 出

福 井 県 知

事

杉

本

達

治

一般競争入札

 $\stackrel{-}{\longrightarrow}$

契約方法

物

品

名

蛍光顕微鏡画像解析システム

 \equiv

契

約 者 福井市成和一丁目八百十番地

株式会社服部商会

代表取締 役 服 部 正

義

一金 八六、九〇〇、〇〇〇円

兀

契約金額

提 案 理 由

地方自治法第九十六条第一項第八号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第三条の規定により、こ

の案を提出する。

報告第六号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十条第一

項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

令和六年六月十八日提出

福井県

知事

杉

本 達 治

専決第三号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第百八十条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令和六年五月十七日

井 県 知 事 杉 本 達

治

福

富牛宁 固人

損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

損害賠償の額一、四一〇、七三八円

 \equiv

三 事故の態様

令和五年一月二十四日午後五時九分頃、観光誘客課の県有自動車が、福井市山室町五十字三番先県道交差点において、相手方が所有す

る自動車に追突して、同人に傷害を、当該自動車に損害を与えたものである。

四 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または

争訟等は行わない。

報告第七号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十条第一

項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

令和六年六月十八日 提出

福 井 県

知 事

杉 本

達 治

専決第四号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第百八十条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令 和 六 年 五. 月十七 日

福 井 県 知 事 杉 本

達

治

損害を賠償し和解をする相手方

鯖江市 個人

損害賠償の額 四〇二、六〇五円

 \equiv

三

事故の態様

車に追突して、同人に傷害を、当該自動車に損害を与えたものである。

令和五年十月三日午後二時三十分頃、観光誘客課の県有自動車が、福井市成和二丁目百十番地の国道において、相手方が所有する自動

兀 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または

争訟等は行わない。

報告第八号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十条第一

項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

令和六年六月十八日提出

福井県

知事

杉

本

達治

専決第五号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第百八十条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令 和 六 年 五. 月十七 日

井 県 知 事 杉 本 達

治

福

損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

損害賠償の額 八七、七四四円

 \equiv

 \equiv 事故の態様

令和五年十一月十五日午後五時二十分頃、ふくい桜マラソン課の県有自動車が、福井市松本四丁目十一番七号先県道交差点において、

相手方が運転する自転車に衝突して、同人に傷害を、当該自転車に損害を与えたものである。

四 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または

争訟等は行わない。

報告第九号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十条第一

項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

令和六年六月十八日 提出

福 井 県

知 事

杉

本

達 治

専決第二号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第百八十条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令 和 六年 Ŧī. 月十六日

福 井 県 知 事

杉

本

治

達

坂井市 法人

損害を賠償し和解をする相手方

 \equiv

損害賠償の額 一、〇四一、一三七円

 \equiv 事故の態様

令和五年十二月一日午後四時七分頃、公共建築課の県有自動車が、坂井市三国町緑ヶ丘二丁目一番三号において、相手方が所有する自

動車に衝突して、当該自動車に損害を与えたものである。

兀 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または

争訟等は行わない。

報告第10号

令和5年度 福井県一般会計継続費繰越計算書

(単位 円)

						令和 5 4	年度継続費予	学 類額	支出済額		翌年度	左	の財	源 内	訳
款	項	事	業	名	継続費の総額	予算計上額	前年度逓次繰越額	計	お 支 見 込 額	残 額	逓次繰越額	繰 越 金	特国庫支出金	定 財 地 方 債	源 そ の 他
土木費	道 路橋りょう費	道路 希腊			2, 200, 000, 000	700, 000,	202, 000,	902, 000,	471, 000, 000	431, 000, 000	431, 000, 000	19, 950, 000	237, 050,	174, 000,	
土木費	道 路橋りょう費	連 坂井市	新 丸路 坂八号 改 イ道 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	/ ター 路 記島~	4, 340, 000, 000	315, 000, 000		315, 000, 000	291, 000, 000	24, 000, 000	24, 000, 000	800, 000	13, 200, 000	10, 000, 000	
土木費	河川海岸費	吉野瀬費			13, 000, 000, 000	5, 392, 000,	744, 600,	6, 136, 600, 000	3, 667, 000, 000	2, 469, 600, 000	2, 469, 600, 000	32, 800, 000	1, 234, 800, 000	1, 202, 000,	
	土木施設災害復旧費	‡T	災害後 級 波 波 方上打 差	Щ	1, 023, 239, 000	300, 000,		300, 000,		300, 000, 000	300, 000, 000		200, 000,	100, 000,	

							令和 5	年度継続費予	·算現額	_	出済				翌	年	度		左		の	財	源	Þ	勺	訳		
	款	項	事	業	名	継続費の総額	予算計上額	前年度逓	計	お支	ょ	び 出	残	額	逓		次	繰	越	金		特	定	貝	才	源		
							「异 引 上 御 	次繰越額	ĦΙ		込	額			繰	越	額	滁	赵		国庫支	出金	地	方	債	そ(の「	也
災後		土 木 施 設 災害復旧費				419, 824, 000	150, 000, 000		150, 000, 000				150, 00	00, 000	150,	000,	000		950, (000	100, 050	000	49, 00	00, 00	00			

令和6年6月18日提出

報告第11号

令 和 5 年 度 福 井 県 一 般 会 計 繰 越 明 許 費 繰 越 計 算 書

(単位 円)

										左 の	財財	原 内 訓	Э
	款		項	事業	名		金 額	翌年度繰越額	既収入	未;	収入特定 5	才 源	一般財源
									特定財源	国 庫	起 債	その他	NX
総	務	費	総務管理費	高 度 情 報 化 対 兌	策事業	費	4, 224, 000	4, 224, 000		2, 013, 000		198, 000	2, 013, 000
総	務	費	総務管理費	人 事 給 与	事 務	費	30, 091, 000	30, 091, 000		30, 091, 000			
総	務	費	総務管理費	ブランド推進	事 業	費	408, 195, 000	408, 195, 000					408, 195, 000
総	務	費	総務管理費	県 庁 舎 維 持	管 理	費	114, 533, 000	67, 789, 000					67, 789, 000
総	務	費	総務管理費	東 京 事 務	所	費	14, 425, 000	14, 425, 000		7, 212, 000			7, 213, 000
総	務	費	企 画 費	地 域 交 通 対 策 推	進事業	費	814, 307, 000	814, 298, 340		28, 411, 000	421, 000, 000		364, 887, 340
総	務	費	企 画 費	企 画 調 整	事 業	費	205, 999, 000	205, 999, 000					205, 999, 000
総	務	費	企 画 費	電 源 立 地 地 域	振 興	費	22, 343, 000	22, 343, 000		22, 343, 000			
総	務	費	企 画 費	北陸新幹線建	没 事 業	費	780, 033, 000	368, 704, 289			324, 000, 000	9, 095, 887	35, 608, 402
総	務	費	企 画 費	高速交通企画推	進事業	費	2, 912, 495, 000	2, 412, 349, 055			2, 300, 000, 000	97, 500, 000	14, 849, 055
総	務	費	企 画 費	国 際 交 流	事 業	費	8, 000, 000	8, 000, 000					8, 000, 000
総	務	費	企 画 費	放射線監視	事 業	費	66, 535, 000	66, 535, 000		66, 535, 000			
総	務	費	防災費	防 災 対	策	費	127, 542, 000	126, 289, 000		126, 289, 000			

									左 の	財 源	京 内 訓	5
款	項	事	業	名		金額	翌年度繰越額	既収入	未↓	以 入 特 定 則	才 源	一般財源
								特定財源	国 庫	起 債	その他	州文 兵1 7万六
民 生 費	社会福祉費	民 間 法 人	指 導 育	成	費	1, 532, 000	1, 532, 000		1, 532, 000			
民 生 費	社会福祉費	社 会 福	祉 推	進	費	59, 349, 000	59, 349, 000		19, 605, 000	31, 000, 000		8, 744, 000
民 生 費	社会福祉費	社 会 福 祉	施設整	備	費	457, 004, 000	457, 004, 000		304, 668, 000	40, 000, 000		112, 336, 000
民 生 費	社会福祉費	身体障がい	者福祉事	事 業	費	215, 866, 000	197, 746, 000		188, 473, 000			9, 273, 000
民 生 費	社会福祉費	老人福祉	施 設 整	備	費	34, 420, 000	34, 420, 000				34, 420, 000	
民 生 費	社会福祉費	介 護 保	険 事	業	費	827, 359, 000	594, 420, 000		542, 350, 000			52, 070, 000
民 生 費	児童福祉費	児 童 健	全 育	成	費	108, 114, 000	107, 746, 577					107, 746, 577
民 生 費	児童福祉費	心身障がい	児(者)	対 策	費	1, 500, 000	1, 500, 000		1, 000, 000			500, 000
民 生 費	児童福祉費	児 童 福	祉 施	設	費	8, 048, 000	7, 917, 000		5, 564, 000			2, 353, 000
民 生 費	児童福祉費	児 童 相	談原	听	費	18, 425, 000	14, 155, 000					14, 155, 000
民 生 費	災害救助費	災害	救 助		費	11, 500, 000	3, 540, 000	3, 540,				
民 生 費	自然保護費	自然公園整	備事業	費(公共	共)	16, 069, 000	16, 069, 000		9, 569, 000	6, 000, 000		500, 000
衛 生 費	公衆衛生費	出 生 児 保	、 護 養	育	費	23, 778, 000	22, 678, 000		11, 339, 000			11, 339, 000
衛 生 費	公衆衛生費	感 染 症	予 [方	費	34, 938, 000	34, 938, 000		17, 469, 000			17, 469, 000
衛 生 費	環境衛生費	水 道 施	設 整	備	費	115, 275, 000	115, 275, 000		115, 275, 000			
衛 生 費	環境衛生費	環境基本計	画 推 進 马	事 業	費	315, 866, 000	315, 866, 000		225, 866, 000			90, 000, 000

席生費 医薬費 監 根 指 率 費 99.000.000 99.000.000 99.000.000 99.000.000									
労働費労政費労働環境 労働環境 大田東東東費 113,452,000 103,356,300 30,000,000 103,356,300 農林水産費農業費 業費 業費 88,721,000 47,633,000 30,000,000 22,868,000 17,633,000 農林水産費農業費 業費 特別等事業費 250,000,000 250,000,000 22,868,000 227,132,000 農林水産費農業費 日間芸生産援興事業費 200,000,000 158,406,000 11,582,372 84,026,000 62,797,728 農林水産費農業費 株業費 日間大生産産援興事業費 200,000,000 200,000,000 200,000,000 200,000,000 農林水産費農業費 株業費 大田農業分産業費 125,625,000 125,625,000 200,000,000 農林水産費高産業費 高産業費 高産業費 高産業費 1,900,000,000 1,900,000,000 1,900,000,000 農林水産費農地費 地費地精調金費 1,825,000 11,825,000 7,883,000 3,942,000 農林水産費農地費 地費県営かんがい非水事業費(公共) 650,922,000 581,300,000 294,235,000 140,000,000 142,282,500 4,782,500 農林水産費農地費 地費県営かんがい非水事業費(公共) 90,000,000 2,972,758,000 1,565,762,000 750,000,000 22,500,000 20,520,000 農林水産費農地費 <t< td=""><td>衛生費医</td><td>薬 費</td><td>医 薬 総 務 管 理 費</td><td>405, 101, 000</td><td>405, 101, 000</td><td>364, 012, 000</td><td></td><td>41, 089, 000</td><td></td></t<>	衛生費医	薬 費	医 薬 総 務 管 理 費	405, 101, 000	405, 101, 000	364, 012, 000		41, 089, 000	
農林水産費 農 業 費 農 業 軽 営 対 策 事 案 費 88.721.000 47.633.000 30.000.000 17.633.000 27.132.000 27.132.000 27.728 27.	衛生費医	薬 費	監 視 指 導 費	99, 000, 000	99, 000, 000			99, 000, 000	
農林水産費 農 業 費 特 産 品 流 通 対 策 事 業 費 250,000,000 250,000,000 222,868,000 227,132,000	労働費労	文 費	労働環境改善事業費	113, 452, 000	103, 356, 300				103, 356, 300
農林水産費 農 業 費 園 芸 生 産 振 興 事 業 費 161、302、000 158、406、000 11、582 農林水産費 農 業 費 稲 麦 大 豆 等 生 産 振 興 事 業 費 200、000、000 200、000、000 200、000、000 200、000、0	農林水産費農	業 費	農業経営対策事業費	88, 721, 000	47, 633, 000	30, 000, 000			17, 633, 000
農林水産費 農 業 費 稲 麦 大 豆 等 生 産 振 興 事 業 費 200,000,000 200,000,000 200,000,000 200,000,0	農林水産費農	業 費	特 産 品 流 通 対 策 事 業 費	250, 000, 000	250, 000, 000	22, 868, 000			227, 132, 000
農林水産費 農 業 費 農 業 金 融 対 策 費 2.856.000 2.856.000 125.6255.000 125.6255.000 125.6255.000 125.6255.000 125.6255.000 125.6255.000 125.6255.000	農林水産費農	業 費	園 芸 生 産 振 興 事 業 費	161, 302, 000	158, 406, 000 11, 58	82, 272 84, 026, 000			62, 797, 728
農林水産費 農 業 費 水 田 農 業 対 策 事 業 費 125.625.000 125.625.000 125.625.000 1.900.000.000 1.900.000.000 1.900.000.000 1.900.000.000 1.900.000.000 1.900.000.000 1.900.000.000 1.900.000.000 1.900.000.000 1.900.000.000 3.942.000 農林水産費 農 地 費 県 営 か ん が い 排 水 事 業 費 (公共) 650.922.000 581.300.000 2.94.235.000 140.000.000 142.282.500 4.782.500 農林水産費 農 地 費 県 営 土 地 改 良総合 整備 事 業 費(公共) 3.126.600.000 2.972.758.000 1.565.762.000 750.000.000 448.849.600 208.146.400 農林水産費 農 地 費 県 営 一 般 農 道 整 備 事 業 費(公共) 90.000.000 90.000.000 45.000.000 22.000.000 22.500.000 500.000 農林水産費 農 地 費 団 体 営 基 盤 整 備 促 進 事 業 費(公共) 108.745.000 108.745.000 75.225.000 13.000.000 58.581.000 48.165.000 農林水産費 農 地 費 関 体 営 農 村 総 合 整 備 事 業 費(公共) 489.000.000 390.546.000 214.800.000 69.000.000 58.581.000 48.165.000 農林水産費 農 地 費 団 体 営 農 村 総 合 整 備 事 業 費(公共) 489.000.000 390.546.000 214.800.000 69.000.000 58.581.000 48.165.000 最林水産費 農 地 費 団 体 営 農 村 総 合 整 備 事 業 費(公共) 43.110.000 43.110.000 34.250.000 1.000.000 7.860.000	農林水産費農	業 費	稲 麦 大 豆 等 生 産 振 興 事 業 費	200, 000, 000	200, 000, 000	200, 000, 000			
農林水産費 富 産 業費 富 産 振 奥 推 進 指 導 費 1,900,000,000 1,900,000 1,9	農林水産費農	業 費	農業金融対策費	2, 856, 000	2, 856, 000				2, 856, 000
農林水産費 農 地 費 地 籍 調 査 費 補 助 金 11,825,000 11,825,000 7,883,000 3,942,000 農林水産費 農 地 費 県営かんがい排水事業費(公共) 650,922,000 581,300,000 294,235,000 140,000,000 142,282,500 4,782,500 農林水産費 農 地 費 県営土地改良総合整備事業費(公共) 3,126,600,000 2,972,758,000 1,565,762,000 750,000,000 448,849,600 208,146,400 農林水産費 農 地 費 県営一般 農 道 整 備 事業費(公共) 90,000,000 90,000,000 45,000,000 22,000,000 22,500,000 500,000 農林水産費 農 地 費 団体営基盤整備促進事業費(公共) 108,745,000 108,745,000 75,225,000 13,000,000 20,520,000 農林水産費 農 地 費 県 営 農 村 総合整備事業費(公共) 489,000,000 390,546,000 214,800,000 69,000,000 58,581,000 48,165,000 農林水産費 農 地 費 団体営農村総合整備事業費(公共) 43,110,000 43,110,000 34,250,000 1,000,000 7,860,000	農林水産費農	業 費	水田農業対策事業費	125, 625, 000	125, 625, 000				125, 625, 000
農林水産費 農 地 費 県 営 か ん が い 排 水 事 業 費 (公共) 650,922,000 581,300,000 294,235,000 140,000,000 142,282,500 4,782,500 農林水産費 農 地 費 県 営 土 地 改 良 総 合 整 備 事 業 費(公共) 90,000,000 90,000,000 45,000,000 22,000,000 22,500,000 500,000 農林水産費 農 地 費 団 体 営 基 盤 整 備 促 進 事 業 費(公共) 108,745,000 108,745,000 75,225,000 13,000,000 20,520,000 農林水産費 農 地 費 関 体 営 農 村 総 合 整 備 事 業 費(公共) 489,000,000 390,546,000 214,800,000 69,000,000 58,581,000 48,165,000 農林水産費 農 地 費 団 体 営 農 村 総 合 整 備 事 業 費(公共) 43,110,000 43,110,000 34,250,000 1,000,000 7,860,000	農林水産費 畜 産	業費	畜 産 振 興 推 進 指 導 費	1, 900, 000, 000	1, 900, 000, 000	1, 900, 000, 000			
農林水産費 農 地 費 県営土地改良総合整備事業費(公共) 3,126,600,000 2,972,758,000 1,565,762,000 750,000,000 448,849,600 208,146,400	農林水産費農均	也費	地 籍 調 査 費 補 助 金	11, 825, 000	11, 825, 000	7, 883, 000			3, 942, 000
農林水産費 農 地 費 県 営 一 般 農 道 整 備 事 業 費(公共) 90,000,000 90,000,000 45,000,000 22,000,000 22,500,000 500,000	農林水産費農均	也費	県営かんがい排水事業費(公共)	650, 922, 000	581, 300, 000	294, 235, 000	140, 000, 000	142, 282, 500	4, 782, 500
農林水産費 農 地 費 団 体 営 基 盤 整 備 促 進 事 業 費(公共) 108,745,000 108,745,000 75,225,000 13,000,000 20,520,000 20,520,000 農林水産費 農 地 費 県 営 農 村 総 合 整 備 事 業 費(公共) 489,000,000 390,546,000 214,800,000 69,000,000 58,581,000 48,165,000 農林水産費 農 地 費 団 体 営 農 村 総 合 整 備 事 業 費(公共) 43,110,000 43,110,000 34,250,000 1,000,000 7,860,000	農林水産費農	也費	県営土地改良総合整備事業費(公共)	3, 126, 600, 000	2, 972, 758, 000	1, 565, 762, 000	750, 000, 000	448, 849, 600	208, 146, 400
農林水産費 農 地 費 県 営 農 村 総 合 整 備 事 業 費(公共) 489,000,000 390,546,000 214,800,000 69,000,000 58,581,000 48,165,000 農林水産費 農 地 費 団 体 営 農 村 総 合 整 備 事 業 費(公共) 43,110,000 43,110,000 34,250,000 1,000,000 7,860,000	農林水産費農均	也費	県営一般農道整備事業費(公共)	90, 000, 000	90, 000, 000	45, 000, 000	22, 000, 000	22, 500, 000	500, 000
農林水産費 農 地 費 団 体 営 農 村 総 合 整 備 事 業 費(公共) 43,110,000 43,110,000 34,250,000 1,000,000 7,860,000	農林水産費農均	也費	団体営基盤整備促進事業費(公共)	108, 745, 000	108, 745, 000	75, 225, 000	13, 000, 000		20, 520, 000
	農林水産費農均	也費	県営農村総合整備事業費(公共)	489, 000, 000	390, 546, 000	214, 800, 000	69, 000, 000	58, 581, 000	48, 165, 000
農林水産費 農 地 費 県 単 土 地 改 良 事 業 費 233,117,000 203,559,000 109,000,000 400,000 94,159,000	農林水産費農	也費	団体営農村総合整備事業費(公共)	43, 110, 000	43, 110, 000	34, 250, 000	1,000,000		7, 860, 000
	農林水産費農	也費	県 単 土 地 改 良 事 業 費	233, 117, 000	203, 559, 000		109, 000, 000	400, 000	94, 159, 000

								左 0) 財 派	京 内 訴	ı
款	Ŋ	į	事業	名	金額	翌年度繰越額	既収入	未	収入特定貝	才 源	一般財源
							特定財源	国 庫	起債	その他	川文 只 7/示
農林水産費	農地	費	基 幹 水 利 施 設 管	理 事 業 費	2, 200, 000	2, 200, 000		1, 100, 000		550, 000	550, 000
農林水産費	農地	2 費	かんがい排水事	業 費(受託)	40, 000, 000	40, 000, 000				40, 000, 000	
農林水産費	農地	費	防災ダム事	業 費(公共)	100, 000, 000	96, 700, 000		53, 185, 000	27, 000, 000	4, 835, 000	11, 680, 000
農林水産費	農地	費	県営ため池等整備事	耳業費(公共)	1, 272, 025, 000	1, 172, 817, 000		808, 959, 000	240, 000, 000	107, 117, 000	16, 741, 000
農林水産費	農地	費	団体営ため池等整備	事業費(公共)	22, 877, 000	22, 877, 000		18, 104, 000	2, 000, 000		2, 773, 000
農林水産費	農地	費	湛 水 防 除 事	業 費(公共)	557, 240, 000	507, 240, 000		278, 982, 000	141, 000, 000	76, 269, 000	10, 989, 000
農林水産費	農地	費	農業用施設等災害関連	事業費(公共)	85, 500, 000	85, 500, 000		76, 000, 000			9, 500, 000
農林水産費	農地	2 費	農地防災対策	事 業 費	2, 060, 000	2, 060, 000		2, 060, 000			
農林水産費	農地	2 費	県単農地地すべ	り 対 策 費	7, 500, 000	7, 500, 000					7, 500, 000
農林水産費	林 弟	黄	林 業 普 及 指	道 導 費	50, 000, 000	50, 000, 000		50, 000, 000			
農林水産費	林 弟	葉 費	緊 急 森 林 整 備	事 業 費	113, 899, 000	113, 899, 000		113, 899, 000			
農林水産費	林業	黄	県 有 林 推 進	事 業 費	223, 116, 000	196, 149, 700					196, 149, 700
農林水産費	林業	葉 費	造 林 事 業	費(公共)	1, 259, 673, 000	1, 066, 777, 000		640, 065, 400			426, 711, 600
農林水産費	林業	葉 費	優良種苗確保対	策 事 業 費	42, 079, 000	42, 079, 000		42, 079, 000			
農林水産費	林業	葉 費	県 営 林 道 事	業 費(公共)	220, 963, 000	213, 963, 000		66, 000, 000	111, 000, 000		36, 963, 000
農林水産費	林 弟	費	団 体 営 林 道 事	業 費(公共)	23, 000, 000	22, 348, 000		19, 348, 000			3, 000, 000

林	業費	专	治 山 事	į.	業	生	責(公力	共)	920, 205, 000	629, 855, 480		317, 760, 514	288, 000, 000		24, 094, 966
林	業費	专	災害関連緊急	:治	山事	業	責(公)	共)	774, 708, 000	683, 423, 000		455, 616, 000	204, 000, 000		23, 807, 000
林	業費	专	県 単 治	Щ	事	ヺ	Ě	費	215, 000, 000	184, 942, 000			162, 000, 000		22, 942, 000
林	業費	ŧ	林業・木材産	業構	造改	革马	事 業	費	676, 000	676, 000		676, 000			
林	業費	ŧ	林 木 育	種	事	¥	Ě	費	25, 582, 000	25, 519, 360		14, 000, 000			11, 519, 360
水质	産業 費	ŧ	沿岸漁業	振	興	対	策	費	284, 267, 000	284, 267, 000		148, 664, 000	126, 000, 000		9, 603, 000
水道	産業 費	ŧ	市町漁港改	修	事	業	費(公)	共)	42, 900, 000	42, 900, 000		42, 900, 000			
水道	全業 費	ŧ	市町漁港集落環	貴境	整備 事	業費	費(公)	共)	9, 600, 000	9, 600, 000					9, 600, 000
水质	産業 費	ŧ	漁港修築	E	事 業	生	費(公)	共)	225, 200, 000	201, 000, 000		100, 548, 000	93, 000, 000		7, 452, 000
商	業費	ŧ	商 業	振		興		費	2, 800, 087, 000	2, 800, 087, 000		1, 815, 003, 000			985, 084, 000
商	業費	ŧ	金 融 対	策	事	3	Ě	費	5, 738, 551, 000	5, 738, 551, 000		150, 000, 000		5, 400, 000, 000	188, 551, 000
商	業費	ŧ	情報産業集	積	促 進	事	業	費	26, 745, 000	26, 745, 000					26, 745, 000
工釒	広業費	专	地 場 産 業 振	興	対 策	事	業	費	750, 243, 000	747, 983, 000		141, 880, 000	326, 000, 000		280, 103, 000
観	光費	ŧ	観 光	総		務		費	856, 803, 000	840, 871, 300		803, 982, 000			36, 889, 300
観	光費	ŧ	観 光 思	想	普	D	支	費	51, 958, 000	37, 312, 000		16, 656, 000			20, 656, 000
観	光費	专	観 光 宣 伝	普	及	事	業	費	170, 224, 000	164, 359, 000		72, 378, 000			91, 981, 000
観	光費	ŧ	観 光 施 設	整	備	事	業	費	494, 987, 000	494, 987, 000		133, 155, 000			361, 832, 000
土木	管理費	ŧ	建築	指		導		費	211, 763, 000	211, 537, 000	22, 441, 000		170, 000, 000		19, 096, 000
	林林林林水水水商商商工観観観観	林林林林水水水水商商商工観観観観	林林林林水水水水商商商工観観観	林 業 費 以 害 関 連 緊 急	林 業 費 災 害 関 連 祭 急 治 山 株 業 費 財 本 村 本 村 本 村 本 本 村 本 本 社 本	林 業 費 災 害 関 連 緊 急 泊 山 事 林 業 費 林 業 費 林 業 費 林 業 費 林 木 育 種 事 林 業 費 林 木 育 業 極 興 本 旅 業 費 市 町 漁 港 路 環境整備事 水 産 業 費 市 町 漁 港 路 環境整備事 ※ 事 事 水 産 業 費 商 業 費 商 業 振 毎 ※ 財 集 積 尺 準 商 業 費 市 報 産 業 振 興 対 策 第 進 商 業 費 地 場 産 業 振 興 対 策 銀 光 恩 普 観 光 費 観 光 園 光 園 光 園 光 園 光 個 光 2 日 田 別 光 億 観 光 費 観 光	林 業 費 災 害 関 連 緊 急 治 山 事 業 費 株 業 費 林 木 育 種 事 対 水 産 業 費 市 町 漁 港 な 修 事 業 費 市 町 漁 港 集 落 環境整 備 事 業 費 流 港 修 築 事 業 費 流 港 修 築 事 業 費 商 業 費 商 業 費 「 報 産 業 集 積 促 進 事 面 業 費 し 場 産 業 集 積 促 進 事 五 鉱 業 費 観 光 豊 観 光 宣 伝 普 及 事 観 光 費 観 光 宣 伝 普 及 事 観 光 費 観 光 直 伝 整 備 事	林 業 費 災 害 関 連 緊 急 治 山 事 業 費 (公 素 費	林 業 費 災 害 関 連 緊 急 治 山 事 業 費 (公共) 林 業 費	林 業 費 災 害 関 連 緊 急 治 山 事 業 費 (公共) 774,708,000 林 業 費 単 治 山 事 業 費 215,000,000 林 業 費 林 業 費 676,000 林 業 費 林 未 育 種 事 業 費 25,582,000 水産業費 治 岸 漁 業 振 興 対 策 費 284,267,000 水産業費 市 町 漁 港 改 修 事 業 費(公共) 42,900,000 水産業費 市 町 漁 港 集 落 環 整 備 事 業 費(公共) 9,600,000 水産業費 漁 港 修 築 事 業 費(公共) 225,200,000 商 業 費 漁 港 修 築 事 業 費 (公共) 225,200,000 商 業 費 企 融 対 策 事 業 費 2,800,087,000 商 業 費 情 報 産 業 集 積 促 進 事 業 費 5,738,551,000 26,745,000 工 鉱業費 地 場 産 業 振 興 対 策 事 業 費 750,243,000 観 光 費 光 恩 港 及 費 51,958,000 観 光 費 親 光 宣 伝 普 及 事 業 費 170,224,000 観 光 費 税 売 費 観 光 費 機 ・ 塩 ・ 産 費	林 業 費 災 害 関 連 緊 急 治 山 事 業 費 (公共) 774,708,000 683,423,000	林 業 費 災 害 関 連 緊 急 治 山 事 業 費 215,000,000 184,942,000 株 業 費 財 第 本 本 材 産 業 構 造 改 革 事 業 費 676,000 676,000 株 業 費 林 未 育 種 事 業 費 25,582,000 25,519,360 水 産 業 費	林 業 費 災 害 関 連 緊 急 治 山 事 業 費 (公共) 774.708.000 683.423.000 455.616.000	林 業 費 災 害 関 連 緊 急 治 山 事 業 費 (公共) 774,708,000 683,423,000 455,616,000 204,000,000	林 楽 費 災 害 関 連 緊 急 泊 山 事 楽 費 215,000,000 184,942,000 162,000,000 162,000,000 162,000,000 162,000,000 164,942,000 162,000,000 164,942,000 162,000,000 162,000,000 164,942,000 162,000,000 164,900,000 175,400,000,000 174,900,0

								左 0) 財 源	原 内 訳	
款		事業	名		金額	翌年度繰越額	既収入	未	収入特定貝	才 源	一般財源
							特定財源	国 庫	起債	その他	
土 木 費 道路橋り	よう費 重	重 要 路 線 整	先 備 推 進	費	23, 952, 000	23, 952, 000					23, 952, 000
土 木 費 道路橋り	ょう費 交	泛通 安全施言	投整備費(公共)	980, 515, 000	831, 118, 000		479, 957, 950	336, 000, 000		15, 160, 050
土 木 費 道路橋り	ょう費 道	道 路 災 害	防 除 費(公共)	457, 600, 000	378, 585, 000		222, 077, 740	149, 000, 000		7, 507, 260
土 木 費 道路橋り	ょう費 県	具 単 交 通 安 全	施設整	備費	51, 640, 000	38, 950, 000			8, 000, 000		30, 950, 000
土 木 費 道路橋り	よう費 県	具 単 舗 装	道 補 修	費	25, 000, 000	21, 500, 000					21, 500, 000
土 木 費 道路橋り	よう費 県	具 単 道 路	補 修	費	532, 333, 000	488, 562, 500			458, 000, 000		30, 562, 500
土 木 費 道路橋り	ょう費 県	具 単 道 路	· 維 持	費	87, 487, 000	87, 487, 000		43, 743, 000			43, 744, 000
土 木 費 道路橋り	ょう費 道	鱼 路 改	良 費(公共)	5, 553, 284, 000	4, 962, 727, 000		2, 826, 756, 000	2, 054, 000, 000	10, 162, 000	71, 809, 000
土 木 費 道路橋り	ょう費 県	具 単 道 路	改 良	費	564, 500, 000	511, 120, 000				264, 422, 000	246, 698, 000
土 木 費 道路橋り	ょう費 直	直 轄 道 路 事	¥ 負 担	金	2, 692, 000, 000	2, 206, 122, 840			2, 206, 000, 000		122, 840
土 木 費 道路橋り	よう費 橋	馬りょう	補修費(公共)	1, 394, 805, 000	1, 296, 288, 431		769, 987, 329	493, 000, 000		33, 301, 102
土 木 費 道路橋り	よう費 県	具 単 橋 り ょ	う補値	§ 費	25, 000, 000	12, 500, 000			12, 000, 000		500, 000
土 木 費 道路橋り	よう費 橋	喬 り ょ う	整 備 費(公共)	729, 500, 000	665, 650, 000		361, 042, 000	300, 000, 000		4, 608, 000
土 木 費 道路橋り	よう費 雪	富寒道路	整 備 費(公共)	490, 867, 000	377, 353, 000		243, 149, 937	83, 000, 000	43, 808, 335	7, 394, 728
土 木 費 道路橋り	よう費 県	具 単 雪 寒 道	î 路 整 備	青費	16, 000, 000	11, 200, 000			9, 000, 000	2,000,000	200, 000
土 木 費 河川海	岸費 基	基 幹 河 川	改修費(公共)	2, 518, 500, 000	2, 116, 600, 000		1, 058, 300, 000	1, 018, 000, 000		40, 300, 000

河川海岸費	堰 堤 改 良 費(公共)	480, 400, 000	480, 400, 000	142, 607, 000	206, 000, 000	130, 245, 000	1, 548, 000
河川海岸費	日 野川 総 合 開 発 事 業 費(公共)	3, 212, 100, 000	1, 243, 400, 000	621, 700, 000	608, 000, 000		13, 700, 000
河川海岸費	総合流域防災事業費(公共)	1, 370, 180, 000	1, 070, 178, 000	517, 854, 000	470, 000, 000		82, 324, 000
河川海岸費	県 単 河 川 維 持 修 繕 費	761, 325, 000	610, 069, 960		347, 000, 000	17, 267, 905	245, 802, 055
河川海岸費	県 単 河 川 局 部 改 良 費	582, 000, 000	559, 900, 000		503, 000, 000	55, 990, 000	910, 000
河川海岸費	県 単 河 川 開 発 費	117, 000, 000	116, 500, 000				116, 500, 000
河川海岸費	河 川 調 査 費	34, 000, 000	29, 120, 000				29, 120, 000
河川海岸費	直轄河川事業負担金	3, 946, 400, 000	3, 689, 514, 000		3, 689, 000, 000		514, 000
河川海岸費	通常砂防事業費(公共)	2, 168, 410, 000	1, 972, 418, 000	986, 209, 000	962, 000, 000		24, 209, 000
河川海岸費	急傾斜地崩壊対策事業費(公共)	585, 800, 000	499, 383, 000	236, 459, 425	232, 000, 000	26, 464, 150	4, 459, 425
河川海岸費	砂防災害防止事業費	129, 066, 000	115, 878, 000		115, 000, 000		878, 000
河川海岸費	県 単 砂 防 設 備 維 持 修 繕 費	46, 200, 000	41, 047, 938		30, 000, 000		11, 047, 938
河川海岸費	県 単 急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費	5, 000, 000	5, 000, 000			451, 000	4, 549, 000
河川海岸費	海 岸 保 全 事 業 費(公共)	312, 100, 000	133, 600, 000	66, 800, 000	40, 000, 000		26, 800, 000
河川海岸費	県 単 海 岸 保 全 事 業 費	11, 452, 000	11, 452, 000				11, 452, 000
港湾費	港湾管理費	10, 115, 000	10, 115, 000				10, 115, 000
港湾費	港 湾 改 修 費(公共)	183, 000, 000	99, 100, 000	41, 420, 000	51, 000, 000		6, 680, 000
港湾費	直轄港湾事業負担金	514, 808, 000	514, 808, 000		514, 000, 000		808, 000
	河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河河	河川海岸費 日 野 川 総 合 開 発 事 業 費(公共)河川海岸費 総 合 流 域 防 災 事 業 費(公共)河川海岸費 県 単 河 川 維 持 修 繕 費河川海岸費 県 単 河 川 周 部 改 良 費河川海岸費 直 轄 河 川 事 業 負 担 金河川海岸費 通 常 砂 防 事 業 費(公共)河川海岸費 砂 防 災 害 防 止 事 業 費河川海岸費 県 単 砂 防 設 備 維 持 修 繕 費河川海岸費 県 単 急 傾 斜 地 崩 壞 対 策 事 業 費河川海岸費 県 単 急 傾 斜 地 崩 壞 対 策 事 業 費河川海岸費 県 単 急 傾 斜 地 崩 壞 対 策 事 業 費河川海岸費 県 単 急 傾 斜 地 崩 壞 対 策 事 業 費河川海岸費 県 単 急 傾 斜 地 崩 壞 対 策 事 業 費河川海岸費 県 単 急 傾 斜 地 崩 壞 対 策 事 業 費河川海岸費 県 単 海 岸 保 全 事 業 費 河川海岸費 県 単 海 岸 保 全 事 業 費 港 湾 費 港 湾 費 費 費	河川海岸費 日 野 川 総 合 開 発 事 業 費(公共) 3,212,100,000 河川海岸費 総 合 流 域 防 災 事 業 費(公共) 1,370,180,000 河川海岸費 県 単 河 川 維 持 修 繕 費 761,325,000 河川海岸費 県 単 河 川 局 部 改 良 費 582,000,000 河川海岸費 県 単 河 川 開 発 費 117,000,000 河川海岸費 河 川 調 査 費 34,000,000 河川海岸費 直 轄 河 川 事 業 負 担 金 3,946,400,000 河川海岸費 通 常 砂 防 事 業 費(公共) 2,168,410,000 河川海岸費 砂 防 災 害 防 止 事 業 費 129,066,000 河川海岸費 限 単 砂 防 設 備 維 持 修 繕 費 46,200,000 河川海岸費 県 単 砂 防 設 備 維 持 修 繕 費 5,000,000 河川海岸費 厚 単 急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費 5,000,000 河川海岸費 厚 単 急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費 11,452,000 港 湾 費 港 湾 管 理 費 10,115,000	河川海岸費 日 野 川 総 合 開 発 事 業 費(公共) 3,212,100,000 1,243,400,000 河川海岸費 総 合 流 域 防 災 事 業 費(公共) 1,370,180,000 1,070,178,000 河川海岸費 県 単 河 川 維 持 修 繕 費 761,325,000 610,069,960 河川海岸費 県 単 河 川 周 部 改 良 費 582,000,000 559,900,000 河川海岸費 県 単 河 川 開 発 費 117,000,000 116,500,000 河川海岸費 直 轄 河 川 事 業 負 担 金 3,946,400,000 3,689,514,000 河川海岸費 適 常 砂 防 事 業 費(公共) 2,168,410,000 1,972,418,000 河川海岸費 砂 防 災 害 防 止 事 業 費 129,066,000 499,383,000 河川海岸費 砂 防 災 害 防 止 事 業 費 129,066,000 41,047,938 河川海岸費 県 単 急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費 5,000,000 5,000,000 河川海岸費 県 単 急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費 5,000,000 5,000,000 河川海岸費 県 単 急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費 1,0115,000 11,452,000 港 湾 費 港 湾 管 理 費 10,115,000 10,115,000 港 湾 費 港 湾 費 港 湾 登 修 費(公共) 183,000,000 99,100,000	河川海岸費 日 野 川 総 合 開 発 事 業 費(公共) 3,212,100,000 1,243,400,000 621,700,000 河川海岸費 総 合 流 域 防 災 事 業 費(公共) 1,370,180,000 1,070,178,000 517,854,000 河川海岸費 県 単 河 川 織 持 修 繕 費 761,325,000 610,069,960 河川海岸費 県 単 河 川 局 部 改 良 費 582,000,000 559,900,000 河川海岸費 頂 単 河 川 開 発 費 117,000,000 116,500,000 河川海岸費	河川海岸費 日 野 川 総 合 開 発 事 業 費(公共) 3.212.100.000 1.243.400.000 621.700.000 608.000.000 河川海岸費 総 合 流 域 防 災 事 業 費(公共) 1.370.180.000 1.070.178.000 517.854.000 470.000.000 河川海岸費 県 単 河 川 縄 持 修 織 費 761.325.000 610.069.960 347.000.000 河川海岸費 県 単 河 川 周 部 改 良 費 582.000.000 559.900.000 503.000.000 河川海岸費 県 単 河 川 開 発 要 117.000.000 116.500.000 河川海岸費	河川海岸費 日 野 川 総 合 開 発 事 業 費(公共) 3.212.100.000 1.243.400.000 621.700.000 608.000.000 河川海岸費 総 合 流 城 防 災 事 業 費(公共) 1.370.180.000 1.070.178.000 517.854.000 470.000.000 河川海岸費 県 単 河 川 龍 持 修 緒 費 761.325.000 610.069.960 347.000.000 17.267.905 河川海岸費 県 単 河 川 周 部 改 良 費 582.000.000 559.900.000 503.000.000 555.990.000 河川海岸費 県 単 河 川 周 発 費 117.000.000 116.500.000 河川海岸費 直 轄 河 川 事 業 負 担 金 3.946.400.000 3.689.514.000 3.689.000.000 河川海岸費 直 轄 河 川 事 業 負 担 金 3.946.400.000 1.972.418.000 986.209.000 962.000.000 河川海岸費 直 常 砂 防 事 業 費(公共) 585.800.000 499.383.000 236.459.425 232.000.000 河川海岸費 砂 防 災 害 防 止 事 業 費 129.066.000 115.878.000 115.000.000 河川海岸費 県 単 砂 防 設 備 維 持 修 緒 費 46.200.000 41.047.938 30.000.000 河川海岸費 県 単 砂 防 設 備 維 持 修 緒 費 46.200.000 41.047.938 30.000.000 河川海岸費 県 単 砂 防 設 備 維 持 修 緒 費 46.200.000 41.047.938 30.000.000 河川海岸費 県 単 砂 防 設 備 維 持 修 緒 費 46.200.000 113.8600.000 66.800.000 40.000.000 河川海岸費 県 単 彦 解 発 保 全 事 業 費 (公共) 312.100.000 133.600.000 66.800.000 40.000.000 河川海岸費 県 単 海 岸 保 全 事 業 費 11.452.000 11.452.000 11.452.000 11.452.000 11.452.000 11.452.000 51.0000

								左 の	財 源	京 内 訓	Э
款	項	事業	2	名	金 額	翌年度繰越額	既収入	未↓	仅入特定 與	才 源	一般財源
							特定財源	国 庫	起 債	その他	加文
土 木 費	都市計画費	重要幹線街路	各 事 業 隻	費(公共)	156, 392, 000	141, 500, 000		77, 825, 000	30, 000, 000	31, 837, 000	1, 838, 000
土木費	都市計画費	県 単 街 路	事	養	30, 000, 000	16, 000, 000				4, 617, 000	11, 383, 000
土木費	都市計画費	都 市 公 園 整 備	事業費	(公共)	67, 398, 000	67, 398, 000		33, 699, 000	32, 000, 000		1, 699, 000
土木費	都市計画費	県 単 都 市 公 園	整備事	業費	6, 500, 000	6, 500, 000					6, 500, 000
土木費	住 宅 費	住 宅 管	理	費	14, 878, 000	5, 300, 000					5, 300, 000
土木費	住 宅 費	既設公営住宅改	善事業費	費(公共)	24, 882, 000	23, 232, 000		10, 454, 000			12, 778, 000
警察費	警察管理費	警察施 設	等 整	備費	147, 177, 000	147, 177, 000		45, 002, 000	14, 000, 000		88, 175, 000
警察費	警察活動費	交 通 安 全 施	設 整	備費	76, 050, 000	76, 050, 000		13, 838, 000	47, 000, 000		15, 212, 000
教 育 費	教育総務費	教 育 指 導	管理	里 費	1, 495, 774, 000	1, 495, 774, 000		1, 484, 941, 000			10, 833, 000
教 育 費	教育総務費	私 学 振	興	費	113, 159, 000	113, 159, 000		73, 159, 000			40, 000, 000
教 育 費	高等学校費	一 般 施 設	整	費	6, 460, 000	4, 334, 000					4, 334, 000
教 育 費	高等学校費	教 育 指 導	対 第	竞 費	12, 941, 000	12, 941, 000		6, 470, 000			6, 471, 000
教 育 費	特別支援学校費	特 別 支 援 教	育 振	興 費	905, 000	905, 000		452,000			453, 000
教 育 費	特別支援学校費	一 般 施 設	整	黄 費	2, 081, 000	2, 081, 000					2, 081, 000
教 育 費	大 学 費	高 等 教 育	振	典 費	9, 325, 000	9, 325, 000		9, 325, 000			
教 育 費	社会教育費	図 書 館	管 理	費	253, 674, 000	253, 674, 000		89, 709, 000			163, 965, 000

教 育 費	社会教育費	恐 竜 博 物 館 費	35, 005, 000	35, 005, 000	15, 000, 000		20, 005, 000
災害復旧費	庁舎等施設 災害復旧費	庁 舎 等 施 設 災 害 復 旧 費	25, 167, 000	9, 961, 000		9, 000, 000	961,000
災害復旧費	社会福祉施設 災害復旧費	社 会 福 祉 施 設 災 害 復 旧 費	13, 915, 000	13, 127, 400		12, 000, 000	1, 127, 400
災害復旧費	農林水産施設 災害復旧費	林 道 災 害 復 旧 費(公共)	443, 329, 000	415, 442, 000	415, 442, 000		
災害復旧費	農林水産施設 災害復旧費	耕 地 災 害 復 旧 費(公共)	507, 232, 000	507, 232, 000	175, 970, 000		331, 262, 000
災害復旧費	農林水産施設 災害復旧費	治 山 施 設 災 害 復 旧 費(公共)	51, 608, 000	36, 908, 000	24, 617, 000	12, 000, 000	291, 000
災害復旧費	農林水産施設 災害復旧費	県 単 治 山 施 設 災 害 復 旧 費	10, 000, 000	1, 000, 000		1, 000, 000	
災害復旧費	土 木 施 設 災害復旧費	河 川 等 災 害 復 旧 費(公共)	2, 607, 709, 000	2, 405, 296, 473	1, 146, 289, 000	662, 000, 000	597, 007, 473
災害復旧費	土 木 施 設 災害復旧費	県 単 河 川 等 災 害 復 旧 費	763, 900, 000	646, 336, 062		646, 000, 000	336, 062
災害復旧費	土 木 施 設 災害復旧費	港 湾 災 害 復 旧 費 (公共)	111, 000, 000	111, 000, 000		15, 000, 000	96, 000, 000
災害復旧費	土 木 施 設 災害復旧費	県 単 港 湾 災 害 復 旧 費	8, 000, 000	8, 000, 000		8, 000, 000	
災害復旧費	警 察 施 設 災害復旧費	警察施設災害復旧費	15, 378, 000	15, 378, 000		15, 000, 000	378, 000

令和6年6月18日提出

報告第12号

令和 5 年度 福井県一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位 円)

							左	0)	内 訴	1			左	の		財	沥	亰	内	訳	
款	項		事	業	名	支出負担行為額	-1: 111 3	文紹	支出未济	z <i>4</i> 5	支 出 負 担 行為予定額	翌年度繰越額	->0 D4 7 4		収	入 !	持 5	定 財	源	一般財源	説 明
							支出法	并 領	又山木	子很	11 My 1 AC IIR		特定財源	国	庫	地	方 信	旨そ	の他	一般則你	
農林水産費	農業	費	特産策事			782, 404, 000	282, 404	1, 000	500, 000,	000		500, 000, 000		500, 0	00, 000						土質調査 の結果に よる計画 変更のため
農林水産費	畜産	業費	畜産指導		推進	41, 287, 000	39, 354	1, 000	1, 933,	000		1, 933, 000								1, 933, 000	物品の納 の時間 を ため
農林水産費	農地	費	県営 排水 (公共	事業	がい :費	100, 000, 000	92, 200	0, 000	7, 800,	000		7, 800, 000		3, 900,	. 000	1, 00	00, 00	0 1, 9	50, 000	950, 000	資材調達 等にした をめ
農林水産費	農地	費	県営総合	整備		102, 000, 000	82, 000	0, 000	20, 000,	000		20, 000, 000		10, 0	00, 000	7, 00	00, 00	0 2, 20	0, 000	800, 000	掘削面崩 壊による 計画変更 のため

								左	の)	内	訳			左	<i>O</i>)	財	;	源	内	訳	
款		項		事	業	名	支出負担行為額	支 出	済智	額ラ	支出	未済額	支 出 負 担行為予定額	翌年度繰越額	既 収 入特定財源	I .	_			財 源 そ の 他	一般財源	説 明
農林水産費	農	地	費	県営 整備 (公共	事業		832, 440, 000	734, 0	25, 00	00	98,	415, 000		98, 415, 000		57, 915, 000		6, 000 0	00	10, 700, 000	3, 800, 000	土質 調果 計る 変更 め
農林水産費	林	業	費	治山(公共		業 費	2, 071, 022, 000	1, 969	, 330, 80		101, (691, 200		101, 691, 200		54, 899, 000	4.	2,000	00		4, 792, 200	豪雨によ り 不 数 を ひ した ため
農林水産費	林	業	費	災害 治山 (公共	事業		1, 083, 124, 000	1, 003	, 869, 27		79, 2	254, 723		79, 254, 723		52, 836, 000	2	4, 000	00		2, 418, 723	豪雨では 家不数 とたたたた
農林水産費	林	業	費	林業業費	造改		24, 067, 000	10, 7	22, 00	00	13, 3	345, 000		13, 345, 000		13, 345, 000						資等に要 を ため
商 工 費	観	光	費	観光	: 総	務費	3, 710, 102, 000	3, 510	, 102,		200, (000, 000		200, 000, 000							200, 000,	地震による計画変更のため

商	エ	費	観 光 費	観光施設整備 事業費	120, 338, 000	69, 703, 000	50, 635, 000	50, 635, 000			50, 635, 000	資材調達 間を を ため
土	木	費	土木管理費	建築指導費	39, 000, 000	35, 333, 000	3, 667, 000	3, 667, 000			3, 667, 000	資材調達 等にした を要め
土	木	費	道路りょう費	道路改良費 (公共)	360, 000, 000	300, 000, 000	60, 000, 000	60, 000, 000	35, 310, 000	24, 000,	690, 000	地震によ り不数を要 したため
土	木	費	河川海岸費	通常砂防事業費(公共)	400, 000, 000	119, 500, 000	280, 500, 000	280, 500, 000	187, 000, 000	85, 000, 000	8, 500, 000	豪雨によの 日数を要 したため
災害	₣復	日費	農林水産施設 災害復旧費	林道災害復旧 費(公共)	519, 014, 800	364, 503, 800	154, 511, 000	154, 511, 000	154, 511, 000			豪雨によ り不数を要 したため
災害	手復	日費	土 木 施 設 災害復旧費	河川等災害復旧費(公共)	5, 343, 774, 000	3, 606, 912, 129	1, 736, 861, 871	1, 736, 861, 871	1, 158, 487, 000	578, 000, 000	374, 871	豪雨によ り不数を要 したため

令和6年6月18日提出

報告第13号

令和5年度 福井県県有林事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

								左 σ	財財	原内	沢
款	項	事	業	名	金額	翌年度繰越額			仅入特定!	財 源	一般財源
							特定財源	国 庫	起債	その他	
典林永安弗	旧 去 壮 弗	旧 右 :	*	理事業費	419, 533, 000	367, 437, 100		171, 287, 400		196, 149, 700	
辰怀八座貝	宗 有 怀 負	宗 有 1	下 胜 1寸 目	生 事 未 貝	419, 555, 000	307, 437, 100		171, 207, 400		190, 149, 700	

令和6年6月18日提出

報告第14号

令和5年度 福井県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

																			左	0,		財		原	内	İ	訳		
	款		,	項			事			業			名		金	額	翌年度繰越額	既 収 入特定財源		未 · · 庫	収 入 起	、特	定质	財 そ	〔 	他	-	般具	才 源
-																				/4-									
	土木	費	港	湾費	法	巷	湾	施	設	整	備	事	業	費	587, 11	5, 000	581, 115, 000					571, 00	00, 000		10, 1	15, 000			

令和6年6月18日提出

報告第15号

令和5年度 福井県病院事業会計継続費繰越計算書

(単位 円)

				令和 5 4	年度継続費	予算現額				翌年度	逓次繰越	額に係る則	才 源内訳	翌年度逓次
款	項	事 業 名	継続費の総額	予算計上額	前年度逓次繰越額	計	支払義務発生(見込)額	残 額	翌 年 度 逓次繰越額	企業債	国 庫補助金	出資金	その他	繰越額に係要 超越をなな する 変度 額
資本的 支 出	建設改良費	陽子線がん 治療セター治療装 置更新事業	3, 773, 000, 000	1, 149, 500, 000	436, 383, 200	1, 585, 883, 200	431, 310, 000	1, 154, 573, 200	1, 154, 573, 200	1, 154, 573, 200				0

令和6年6月18日提出

報告第16号

令和5年度 福井県病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事 業 名	予算計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌年線越	度額	左	0)	,,,	源内	訳	不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸		
				光 生 領	一张 起	領	企 業 債	国庫補	助金留	習保資金	その作		資産の購入限度額		
資本的支出	建設改良費	県立病院施設改良事業費	370, 052, 000	13, 151, 000	356, 901	1,000	306, 000, 000		50	0, 901, 000		0	0	資材調達に時間 を要したため	j

令和6年6月18日提出

福井県知事杉本達治

報告第17号

令和 5 年度 福井県工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事 業 名	予算計上額	支払義務 発生額	翌繰	年越	度額	企	左		の 財国庫補助:		源出资	内	ラ		船	不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説	明
資本的支出	臨海工業用水道設備改良費	臨海工業用水 道設備改良費	75, 306, 000	33, 296, 000	42	2, 010	, 000		术	以	四年間切。	Mr.	ш д	<u> </u>		010, (頁 座 の 縣 入 版 及 做 ()	資材調達を要した	

令和6年6月18日提出

報告第18号

令和5年度 福井県水道用水供給事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事	業	名	予算計上額	支払義務発 生額	翌繰	年越	度額	企	左債	の国庫補	財動金	源出資	内金金	1	沢の	他	不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説	明
資本的支出	坂井地区水道 用水供給事業 設 備 改 良 費	水道	1 用	水	390, 240, 000	258, 455, 000	13	1, 785	5, 000							13	31, 785 0	, 00	0	0	資材調道を要した	

令和6年6月18日提出

報告第19号

令和 5 年度 福井県流域下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年	年 度		左	0	7.0	沥	. 14	1	沢		不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸		明
		7 76 1	4 77 11 11 11	発生額	繰走	越額		企 業 化	責国	庫補助金	出	資 金	そ	0 1	也		資産の購入限度額		
資本的支	出建設改良費	建設改良事業費	1, 097, 500, 000	472, 500, 000	625, 0	000, 00	00	133, 000,		359, 000, 000			13	33, 000, 00	00	0	0	資材調達を要した	をに時間とため

令和6年6月18日提出

予 算 案 説 明 書

歳入歳出予算事項別明細書

(注)	歳入歳出予算事項別明細書の記載につ	117
(イナ)		V - (

「3歳出」の「特定財源」の「その他」欄中

- (負) とあるのは………分担金および負担金
- (使) とあるのは………使用料および手数料
- (財) とあるのは………財 産 収 入
- (寄) とあるのは………寄 附 金
- (繰入) とあるのは………繰 入 金
- (繰越) とあるのは………繰 越 金
- (諸) とあるのは………諸 収 入
- (証) とあるのは…………証 紙 収 フ

を示す。

歳入歳出予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

	款		補 正	前の	額	補	正	額	計
1 県		刊		120 00	0. 679				120,000,072
		税		130, 60					130, 609, 673
2 地 方	消费税清	算 金		40, 62	0, 498				40, 620, 498
3 地	方 譲 与	税		15, 87	8,832				15, 878, 832
4 地 方	特 例 交	付 金		2, 82	6,000				2, 826, 000
5 地	方 交 付	税		133, 01	5,000				133, 015, 000
6 交通 安	全 対 策 特 別 2	交 付 金		15	0,000				150,000
7 分 担	金および負	担金		1,92	5, 529				1, 925, 529
8 使 用	料および手	数料		5, 23	7,694				5, 237, 694
9 国	庫 支 出	金		62, 16	0, 462			98, 775	62, 259, 237
10 財	産収	入		1,77	3,021				1, 773, 021
11 寄	附	金		45	6, 469				456, 469
12 繰	入	金		15, 99	7, 255			57, 472	16, 054, 727
13 繰	越	金		1,00	0,000			305, 585	1, 305, 585
14 諸	収	入		45, 05	7, 584			5,000	45, 062, 584
15 県		債		47, 98	7,000			46, 667	48, 033, 667
歳	入 合	計		504, 69	5, 017			513, 499	505, 208, 516

総 括

総 括

(歳	出)										(単位 千円)
									補	正額の	財 源 内	訳
			款			補正前の額	補正額	計	特	定財	源	一般財源
									国支出金	地方債	その他	
1	議		会		費	1, 039, 902		1, 039, 902				
2	総		務		費	40, 123, 272	64, 568	40, 187, 840			368, 057	△303, 489
3	民		生		費	51, 134, 669	223, 027	51, 357, 696	93, 450	46, 667		82, 910
4	衛		生		費	25, 015, 437		25, 015, 437				
5	労		働		費	1, 929, 591		1, 929, 591				
6	農	林	水	産	費	28, 006, 709		28, 006, 709				
7	商		工		費	54, 293, 703	159, 674	54, 453, 377	5, 325			154, 349
8	土		木		費	52, 197, 730	66, 230	52, 263, 960				66, 230
9	数音		察		費	25, 004, 252		25, 004, 252				
10	教		育		費	101, 862, 298		101, 862, 298				
11	災	害	復	旧	費	6, 173, 531		6, 173, 531				
12	公		債		費	65, 840, 405		65, 840, 405				
13	諸	支		出	金	51, 773, 518		51, 773, 518				
14	予		備		費	300, 000		300,000				
	歳	出	É	È	計	504, 695, 017	513, 499	505, 208, 516	98, 775	46, 667	368, 057	0

2 歳 入

(款) 9 国庫支出金

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備	考
(款)						
9 国庫支出金		62, 160, 462	98, 775	62, 259, 237		
(項)						
2 国庫補助金		29, 044, 935	98, 775	29, 143, 710		

入(款) 9 国庫支出金

入(款) 9 国庫支出金 (項		(TE) 0						90
(款) 9 国	庫支出金	(項) 2	国庫補助金					(単位 千円)
目	補正前の額	補正額			節		説	明
H	日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		HI	区	分	金 額	1/4	
2 民生費国庫補助金	1, 749, 448	93, 450	1, 842, 898	社会福祉費		93, 450	高齢者施設等防災・減災対策推進	生事業 93,450
6 商工費国庫補助金	844, 966	5, 325	850, 291	観光費		5, 325	新幹線開業に伴うインバウンド強	全 化事業 5,325
	,							

(款) 12 繰 入 金

(単位 千円)

						(中位 111)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備	考
(款)						
12 繰 入 金		15, 997, 255	57, 472	16, 054, 727		
(項)						
3 基金繰入金		15, 486, 459	57, 472	15, 543, 931		

入(款) 12 繰 入 金

入(款) 12 繰 入 金 (項)	3 基金繰入金							92
	(款) 12 繰	上入金	(項) 3	基金繰入金				(単	位 千円)
	目	補正前の額	補正額	計		節		説	明
	Р	THILLFIIVノ旬	1111	ьı	区	分	金額	цУС	97
7	災害ボランティア活動基 金繰入金	22, 169	57, 472	79, 641	繰入金		57, 472	災害ボランティア緊急時活動支援事業	57, 472

(款) 13 繰 越 金

(単位 千円)

						(争匹 111)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備	考
(款)						
13 繰 越 金		1,000,000	305, 585	1, 305, 585		
(項)						
1 繰 越 金		1, 000, 000	305, 585	1, 305, 585		

入(款) 13 繰 越 金

入(款) 13 繰 越 金 (項) 1 繰 越 金

入(款) 13 繰 越 金 (項) 1 繰 越 金						94
(款) 13 蔣	與 越 金	(項) 1	繰 越 金				(単位 千円)
目	補正前の額	按 正 婚	⇒L	節		≅X	
Ħ	(相上用の)領	補 正 額	計	区 分	金 額	説	明
1 繰越金	1, 000, 000	305, 585	1, 305, 585	繰越金	305, 585		

(款) 14 諸 収 入

(単位 千円)

						(中四 111)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備	考
(款)						
14 諸 収 入		45, 057, 584	5, 000	45, 062, 584		
(項)						
7 雑 入		2, 493, 409	5, 000	2, 498, 409		

入(款) 14 諸 収 入

人(款) 14 諸 収 入 (項	1) 7 雑 入						(
(款) 14 諱	省 収 入	(項) 7	雑 入				(単位 千円)
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説	明
Ħ 	相上川 り 領	相 止 領	я́Т	区 分	金 額		97
3 雑入	2, 481, 841	5, 000	2, 486, 841	雑入	5, 000	ブラジル福井村等との若者交流事業	5, 00

(款) 15 県 債

(単位 千円)

款 項	補 正 前 の 額	補 正 額	計十	備	考
<u></u> (t)					
5 県 債	47, 987, 000	46, 667	48, 033, 667		
Į)					
. 県 債	47, 987, 000	46, 667	48, 033, 667		

入(款) 15 県 債

(款)	15	県	債	(項)	1	県 債					(単位 千円)
目			補正前の額	補正	发百	計		節		説	明
			1111111111111111111111111111111111111	1HI 1L.	傾	μΙ	区	分	金 額	п <i>7</i> С	93
民生債			1, 046, 000		46, 667	1, 092, 667	社会福祉費		46, 000		
							災害救助費		667		

3 歳 出

(款) 2 総 務 費

(単位 千円)

				補	正額	の	財 源 内	訳		
款項	補正前の額	補正額	計	特	定具	 	源	一般財源	備	考
				国支出金	地方債		その他	川文 吳丁 10年		
(款)										
2 総務費	40, 123, 272	64, 568	40, 187, 840				368, 057	△303, 489		
(項)										
1 総務管理費	13, 215, 854	5,000	13, 220, 854				310, 585	△305, 585		
2 企画費	15, 890, 509	59, 568	15, 950, 077				57, 472	2, 096		

出(款) 2 総 務 費

(款)	2 総	務費	(項	至 至) 1	総務管理	里費						(単位 千円)
				節	i			左	の財	源内	訳	(1)2
目	補正前の額	補正額	計			事 業 名	金 額	特	定	財 源	一般財源	説 明
				区 分	金額			国支出金	地方债		MXXIVA	
6 会計管理費	842, 247	0	842, 247			出納管理費	0			(繰越) 305, 585	△305, 585	
						計	0			305, 585	△305, 585	
10諸費	36, 628	5, 000	41, 628	(7)報 償 費	150	海外移住事業費	5,000			(諸) 5,000		 1 ブラジル福井村等との若者交
				(8)旅 費	2, 023							流事業 5,000
				(10)需 用 費	131							
				(11)役 務 費	50							
				(12)委 託 料	2, 530							
				(13)使用料および賃借料	116							
						計	5,000			5, 000		
(款)	2 総	務費	(項	(1) 2	企 画	費			•			(単位 千円)
				節	i			左	の財	源内	訳	
目	補正前の額	補正額	計			事 業 名	金 額	特	定	才 源	一般財源	説明
				区分	金 額			国支出金	地方債	その他	71又只70尔	
1 企画総務費	1, 398, 278	2, 096	1, 400, 374	(18)負担金補助 および交付 金	2, 096	地域交通対策推進事業費	2, 096				2, 096	1 新幹線二次交通等整備支援事 業 2,096
						計	2, 096				2, 096	

	2計画調査費	14, 056, 282	57, 472	14, 113, 754		費	128	社会貢献活動推進費	57, 472		(繰入) 57, 472	1 災害ボラ 支援事業	ンティア	緊急時活動 57,472
1					(10)需 用	費	3, 824					74277		,
١					(11)役 務	費	1, 205							
١					(12)委 託	料	34, 860							
					(13)使用料: び賃借 ³	およ 料	2, 455							
					(18)負担金 および 金	献助 を付	15, 000							
								計	57, 472		57, 472			

(款) 3 民 生 費

(単位 千円)

									(単位 十円)
				補	正額の	財 源 内	訳		
款項	補正前の額	補正額	計	特	定財	源	机中酒	備	考
				国支出金	地方債	その他	一般財源		
(款)									
3 民生費	51, 134, 669	223, 027	51, 357, 696	93, 450	46, 667		82, 910		
(項)									
1 社会福祉費	33, 713, 160	222, 027	33, 935, 187	93, 450	46, 000		82, 577		
4 災害救助費	46, 199	1,000	47, 199		667		333		

(款)	3 民	生 費	(項	(i) 1	社会福祉	止費						(単位 千円)
				節				左	の財	源 内	訳	
目	補正前の額	補正額	計			事 業 名	金 額	特	定財	源	一般財源	説明
				区分	金額			国支出金	地方債	その他	MXXIVX	
5 老人福祉費	14, 418, 185	222, 027	14, 640, 212	(18)負担金補助 および交付 金	222, 027	老人福祉施設整備費	140, 175	93, 450	46, 000		725	1 高齢者施設等防災・減災対 推進事業 140,1
						介護保険事業費	81, 852				81, 852	1 高齢者施設における避難者 受入支援 81,8
						計	222, 027	93, 450	46, 000		82, 577	
(款)	3 民	生 費	(項	(i) 4	災害救助	力費						(単位 千円)
				節				左	の財	源 内	訳	
目	補正前の額	補正額	計			事 業 名	金 額	特	定財	源	60.04.05	説明
				区分	金 額			国支出金	地方債	その他	一般財源	
1 救助費	46, 199	1,000	47, 199	(20)貸 付 金	1,000	災害救助費	1,000		667		333	1 市町災害援護資金貸付金 1,0
						計	1, 000		667		333	

出(款) 7 商 工 費

(款) 7 商 工 費

(単位 千円)

												_	(単位 十円)
				補	正	額	の	財	源	内	訳		
款項	補正前の額	補正額	∄ †	特	定		財	i	源		一般財源	備	考
				国支出金	地	方	債	そ	の	他	一板則你		
(款)													
7 商工費	54, 293, 703	159, 674	54, 453, 377	5, 325							154, 349		
(項)													
1 商業費	44, 271, 350	38, 060	44, 309, 410								38, 060		
4 観光費	2, 331, 486	121, 614	2, 453, 100	5, 325							116, 289		

(款)	7 商	工費	(項	〔〕 1	商業	費						(単位 千	-円)
				節	i			左	の財	源 内	訳		
目	補正前の額	補正額	計	区分	金額	事業名	金額	特	定財		一般財源	説	明
2 商業振興費	42, 439, 918	38, 060	42, 477, 978	(27)繰 出 金		金融対策事業費	38, 060	国支出金	地方債	その他	38, 060		
						計	38, 060				38, 060		
(款)	7 商	工費	(項	(i) 4	観光	費						(単位 千	-円)
				節	j			左	の財	源内	訳		
目	補正前の額	補正額	計			事 業 名	金 額	特	定財	源	一般財源	説	明
				区分	金 額			国支出金	地方債	その他	/12/5/11///		
1 観光費	2, 331, 486	121,614	2, 453, 100	(12)委 託 料 (18)負担金補助	6, 651 114, 963	観光宣伝普及事業 費	11, 614	5, 325			6, 289	1 新幹線開業に伴う ド強化事業	5インバワ 11,
				および交付 金	,	観光施設整備事業 費	110, 000				110, 000	1 多様な宿泊施設園	整備支援 110,
						計	121, 614	5, 325			116, 289		

(款) 8 土 木 費

(単位 千円)

													(単位 十円)
				補	正	額	の	財	源	内	訳		
款項	補正前の額	補正額] 	特	定		財	Ü	原		一般財源	備	考
				国支出金	地	方	債	そ	の	他			
(款)													
8 土木費	52, 197, 730	66, 230	52, 263, 960								66, 230		
(項)													
1 土木管理費	6, 421, 389	66, 230	6, 487, 619								66, 230		

(款)	8 土	木費	(項	〔) 1	土木管理	里費						(単位	千円)
				節				左	の財	源 内	訳		
目	補正前の額	補正額	計			事 業 名	金 額	特	定 財	源	一般財源	説	明
				区分	金 額			国支出金	地方債	その他	加又只仍尔		
4建築指導費	828, 911	66, 230	895, 141	(18)負担金補助 および交付 金	66, 230	建築指導費	66, 230				66, 230	1 木造住宅耐震化	∠促進事業 66,230
						計	66, 230				66, 230		

継続費についての前前年度末までの支出額、前年 度末までの支出額または支出額の見込みおよび当 該年度以降の支出予定額ならびに事業の進行状況 等に関する調書

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込みおよび当該年度以降の支出予定額ならびに事業の進行状況等に関する調書

変 更

(単位 千円)

							全	体		Ħ		画				1.		_			, .			ALL A	-lH+	
款	項	事	業	名	年				左	0)	財	源	内	訳			5年度末 までの支出	华	皮 出	6 年 度 ラまでの支出	形 7 H D	7 年 以降。	皮 支出	継総	を質り	りこ
1395		4.		-11	度	年	割	額	特	定	財	源		一般財源		出額		定	額	予定	頁 う	产定	~ 額	対 進	する 捗 ¾	る 軽
									国支出金	地	方 債	その	他	73223 1/31												
土木費	河川海岸費	吉野瀬 費	川ダ、	ム建設		補正前の額	360), 000	180, 000	163	2,000			18, 000											9	%
					2	補 正 額									36	50, 000	360, 000			360, 00	0				2.	4
						補正後の額	360), 000	180, 000	163	2, 000			18, 000												
						補正前の額	2, 440), 000	1, 220, 000	1, 15	51, 000			69, 000												
					3	補 正 額									2, 44	10, 000	2, 440, 000			2, 440, 00	0				15.	9
						補正後の額	2, 440), 000	1, 220, 000	1, 15	51, 000			69, 000												
						補正前の額	1, 241	1,000	620, 500	558	8, 000			62, 500												
					4	補 正 額									49	96, 400	1, 241, 000			1, 241, 00	0				8.	1
						補正後の額	1, 241	1,000	620, 500	558	8, 000			62, 500												
						補正前の額	5, 392	2, 000	2, 696, 000	2, 55	52, 000			144,000												
					5	補 正 額											5, 392, 000			5, 392, 00	0				35.	2
						補正後の額	5, 392	2, 000	2, 696, 000	2, 55	52, 000			144, 000												

継 続 費 (変更)

継 続 費 (変更)

							全	体	Ī	†		画													
款	項	事	業	名	年				左	の	財	源	内	訳	4 年 度 ま で	末の	5年度末までの支出	6 支	年	度 出 :	6 年 度 末 までの支出	7 年 以降 3	度といって	継続類	費のに
		·	,,,	-	度	年	割	額	特	定	財	源		一般財源	支 出	額	(見込)額	予	定	額	予定額	予 定	額	対 ず 進 捗	を 率
							I		国支出金	地	方 債	その	他												
						補正前の額		1, 279, 000	639, 500	57	5, 000			64, 500											%
					6	補 正 額												1, 2	79, 0	00	1, 279, 000				8. 4
						補正後の額		1, 279, 000	639, 500	57	5, 000			64, 500											
						補正前の額		2, 288, 000	1, 144, 000	1, 02	29, 000			115, 000											
					7	補 正 額		610, 600	305, 300	27	5, 000			30, 300								2, 898,	600		18.9
						補正後の額		2, 898, 600	1, 449, 300	1, 30	04, 000			145, 300											
						補正前の額																			
					8	補 正 額		1, 689, 400	844, 700	760	0,000			84, 700								1, 689,	400		11.1
						補正後の額		1, 689, 400	844, 700	760	0,000			84, 700											
						補正前の額		13, 000, 000	6, 500, 000	6, 02	27, 000			473, 000											
					計	補 正 額		2, 300, 000	1, 150, 000	1, 03	35, 000			115, 000	3, 296, 4	400	9, 433, 000	1, 2	79, 0	00 1	0, 712, 000	4, 588,	, 000	1	100.0
						補正後の額		15, 300, 000	7, 650, 000	7, 06	52, 000			588, 000											

	特別	川 会 計	予算編	総 表			1)	単位 千円)
				補	正額	0)	財 源 内	訳
会 計 名	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	一般財源
				国支出金	地方	債	その他	川文 火1 1/示
公 債 管 理	102, 622, 290		102, 622, 290					
用品等集中管理事業	307, 064		307, 064					
災 害 救 助 基 金	40, 345		40, 345					
国 民 健 康 保 険	61, 532, 635		61, 532, 635					
母子父子寡婦福祉資金貸付金	94, 238		94, 238					
県 営 産 業 団 地 整 備 事 業	247, 682		247, 682					
中小企業支援資金貸付金	1, 350, 572	38, 060	1, 388, 632				38, 060	
沿岸漁業改善資金貸付金	100, 227		100, 227					
林業改善資金貸付金	85, 563		85, 563					
県 有 林 事 業	1, 210, 502		1, 210, 502					
駐 車 場 整 備 事 業	206, 405		206, 405					
港湾整備事業	3, 787, 499		3, 787, 499					
証紙	1, 763, 430		1, 763, 430					
合 計	173, 348, 452	38, 060	173, 386, 512				38, 060	

歳入		福	井県中小	企業支援資金	貸付金		(単位 千円)
款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
	州北州の対象	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	н	区 分	金 額	月 7L	97
2 繰入金	72, 43	38, 060	110, 495				
1 一般会計繰入金	72, 43	38, 060	110, 495				
1 一般会計繰入金	72, 43	38, 060	110, 495	繰入金	38,060		
歳入合言	1, 350, 57	38, 060	1, 388, 632				

歳 出	-			節				左	の財	源 内	訳	(単	位 千円)
款項目	補正前の額	補正額	計	川凤		事業名	金額	————— 特	定財	源		説	明
				区 分	金 額			国支出金	地方債	その他	一般財源		
1 商工費	1, 350, 572	38, 060	1, 388, 632										
1 中小企業支援 資金貸付金	1, 350, 572	38, 060	1, 388, 632							(AB →)			
1 高度化資金 貸付金	1, 164, 038	38, 060	1, 202, 098	(7)報 償 費	2,060	運営費	38, 060			(繰入) 38, 060			
貝门亚				②1)補償補塡お よび賠償金	36, 000								
						計	38, 060			38, 060			
歳 出 合 計	1, 350, 572	38, 060	1, 388, 632				38, 060			38, 060			